

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第14期)	至	2021年3月31日

特種東海製紙株式会社

(E00691)

第14期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、2021年6月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

特種東海製紙株式会社

# 目 次

頁

## 第14期 有価証券報告書

### 【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	5
5	【従業員の状況】	7
第2	【事業の状況】	8
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2	【事業等のリスク】	11
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4	【経営上の重要な契約等】	18
5	【研究開発活動】	19
第3	【設備の状況】	20
1	【設備投資等の概要】	20
2	【主要な設備の状況】	20
3	【設備の新設、除却等の計画】	21
第4	【提出会社の状況】	22
1	【株式等の状況】	22
2	【自己株式の取得等の状況】	51
3	【配当政策】	52
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5	【経理の状況】	70
1	【連結財務諸表等】	71
2	【財務諸表等】	115
第6	【提出会社の株式事務の概要】	128
第7	【提出会社の参考情報】	129
1	【提出会社の親会社等の情報】	129
2	【その他の参考情報】	129
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	130

### 監査報告書

2021年3月連結会計年度	巻末
2021年3月事業年度	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【事業年度】	第14期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547(36)5157
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 CFO 兼 財務・IR本部長 関根 常夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 住友不動産八重洲ビル
【電話番号】	03(3281)8581
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 CFO 兼 財務・IR本部長 関根 常夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	77,718	79,086	81,901	80,603	76,403
経常利益 (百万円)	5,075	3,202	5,353	5,389	5,970
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,852	2,193	4,212	3,694	5,594
包括利益 (百万円)	6,017	3,479	3,614	3,104	5,879
純資産額 (百万円)	74,670	72,767	75,713	77,678	80,286
総資産額 (百万円)	131,799	128,834	129,928	132,655	128,091
1株当たり純資産額 (円)	4,591.27	4,783.17	4,974.71	5,105.28	5,493.99
1株当たり当期純利益 (円)	258.89	153.91	303.55	266.07	416.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	257.90	153.31	302.33	265.07	414.57
自己資本比率 (%)	51.9	51.5	53.1	53.5	57.3
自己資本利益率 (%)	5.8	3.3	6.2	5.3	7.8
株価収益率 (倍)	16.09	26.35	13.33	16.07	11.70
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11,972	8,771	8,240	11,014	11,638
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,854	△3,785	△6,301	△9,598	893
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,795	△5,928	△3,630	△234	△9,242
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11,336	10,418	8,726	9,908	13,197
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	1,430 (301)	1,456 (286)	1,490 (288)	1,576 (280)	1,530 (270)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 第13期より、当社社有林管理の収益及び費用の表示方法を「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の計上へ変更し、第12期の関連する主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高	(百万円)	41,911	23,745	23,946	23,190	19,920
経常利益	(百万円)	3,393	2,963	2,242	3,022	3,560
当期純利益	(百万円)	2,235	1,909	1,940	2,223	4,699
資本金	(百万円)	11,485	11,485	11,485	11,485	11,485
発行済株式総数	(千株)	16,329	15,412	15,412	15,412	14,900
純資産額	(百万円)	61,208	58,697	59,108	59,590	60,925
総資産額	(百万円)	78,914	75,723	75,402	77,143	73,233
1株当たり純資産額	(円)	4,099.68	4,221.79	4,248.27	4,279.81	4,545.29
1株当たり配当額	(円)	47.50	50.00	75.00	75.00	100.00
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(2.50)	(25.00)	(25.00)	(25.00)	(25.00)
1株当たり当期純利益	(円)	150.11	134.01	139.84	160.09	349.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	149.53	133.49	139.28	159.48	348.26
自己資本比率	(%)	77.4	77.3	78.2	77.1	83.0
自己資本利益率	(%)	3.8	3.2	3.3	3.8	7.8
株価収益率	(倍)	27.7	30.3	28.9	26.7	13.9
配当性向	(%)	46.6	37.3	53.6	46.8	28.6
従業員数	(名)	470	482	473	483	472
株主総利回り	(%)	116.3	114.7	116.5	124.9	144.0
(比較指標：同業他社平均)	(%)	(113.2)	(126.6)	(117.2)	(106.3)	(117.8)
最高株価	(円)	4,665(381)	4,710	4,850	4,320	5,520
最低株価	(円)	3,350(317)	3,970	3,700	3,015	3,815

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期の1株当たり配当額47.50円は、1株当たり中間配当額2.50円と1株当たり期末配当額45.00円の合計です。2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っているため、1株当たり中間配当額2.50円は株式併合前、1株当たり期末配当額45.00円は株式併合後の金額となります。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4 第13期より、当社社有林管理の収益及び費用の表示方法を「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の計上へ変更し、第12期の関連する主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

5 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

6 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合したため、第10期の株価については株式併合後の最高・最低株価を記載し、( )内に株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

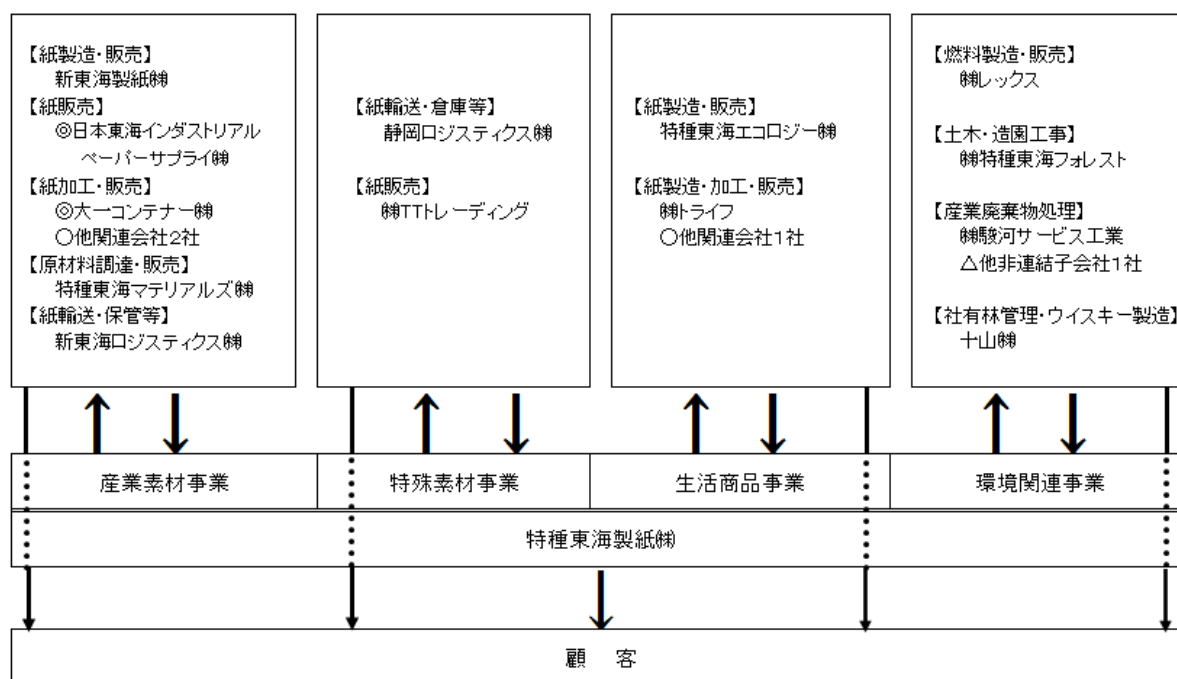
## 2 【沿革】

年月	概要
2006年11月	特種製紙㈱及び東海パルプ㈱（以下、「両社」）が、共同持株会社となる特種東海ホールディングス㈱（以下、「当社」）の設立に関する基本合意書を締結。
2006年12月	両社取締役会で当社設立を決議。
2007年2月	両社臨時株主総会において当社設立を承認。
2007年3月	両社上場廃止。
2007年4月	当社設立。 東京証券取引所第一部に株式を上場。
2007年6月	三菱商事株式会社を引受人として、第三者割当増資による新株式発行。
2007年6月	当社及び特種製紙㈱は、王子製紙株式会社及び王子特殊紙株式会社と「戦略的提携の検討開始および資本提携に関する覚書」を締結。
2007年7月	当社及び特種製紙㈱並びに東海パルプ㈱は、日清紡株式会社と特殊紙分野及び家庭紙分野における事業提携に関し合意。
2007年10月	㈱東海フォレスト（現・連結子会社）が、㈱白峰商會を吸収合併。
2008年1月	明治製紙㈱（現・連結子会社）が、久保田製紙㈱を吸収合併。
2010年1月	㈱テック東海が、東海物流システム㈱を吸収合併し、商号を㈱テクノサポート（現・連結子会社）に変更。
2010年4月	当社が、両社を吸収合併。
2010年4月	特種ロジスティクス㈱が、静岡物流㈱を吸収合併し、商号を静岡ロジスティクス㈱（現・連結子会社）に変更。
2010年7月	当社の商号を特種東海製紙㈱に変更。
2012年2月	㈱竹尾の株式を追加取得し、当社の持分法適用関連会社となる。
2012年3月	大一コンテナ㈱の株式の一部を譲渡（連結子会社から持分法適用関連会社へ変更）。
2013年8月	当社は、大王製紙株式会社と「業務及び資本提携に関する覚書」を締結。
2016年4月	新東海製紙㈱設立。
2016年5月	㈱竹尾の株式の一部を譲渡（持分法適用関連会社から外れる）。
2016年10月	新東海製紙㈱（現・連結子会社）が、当社島田工場を吸収分割により承継。
2016年10月	日本製紙株式会社の子会社である日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱（現・持分法適用関連会社）が、当社の段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割により承継。
2017年11月	新東海ロジスティクス㈱（現・連結子会社）が、㈱TOSロジスティクスを吸収合併。
2020年1月	駿河サービス工業㈱の発行済全株式を取得し子会社化。
2020年4月	㈱トライフ（現・連結子会社）が、特種メーテル㈱を吸収合併。
2020年4月	当社の井川社有林等に関わる事業を新設分割により十山㈱（現・連結子会社）を設立。
2021年4月	当社は、上六印刷株式会社及び株式会社名古屋モールドとの合弁会社㈱モルディアを設立。

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社（特種東海製紙㈱）、子会社12社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次の通りであります。

また、当連結会計年度より、重要性が増加したことに伴い、「その他」から「環境関連事業」に報告セグメントの名称を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。



無印…連結子会社 △…非連結子会社

◎…関連会社で持分法適用会社 ○…関連会社で持分法非適用会社

#### 〔産業素材事業〕

当社が紙の販売及び売電をするほか、新東海製紙㈱が紙パルプの製造・販売を、特種東海マテリアルズ㈱が紙原料の供給を、新東海ロジスティクス㈱が紙製品の輸送・保管等を、関連会社4社が紙の加工・販売を行っております。

#### 〔特殊素材事業〕

当社が紙の製造・販売するほか、㈱TTトレーディングが紙の販売を、静岡ロジスティクス㈱が紙製品を保管する倉庫業及び紙製品の輸送を行っております。

なお、当社は、上六印刷㈱及び㈱名古屋モールドとの合弁会社㈱モルディアを2021年4月1日付で設立しております。

#### 〔生活商品事業〕

㈱トライフ・関連会社1社が紙の製造・加工・販売を、特種東海エコロジー㈱が紙の製造・販売を行っております。

#### 〔環境関連事業〕

㈱レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、㈱特種東海フォレストが土木・造園工事を、㈱駿河サービス工業・子会社1社が産業廃棄物の収集運搬・処分を、十山㈱が社有林管理・ウイスキー製造を行っております。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 新東海製紙㈱ (注) 2、4	静岡県島田市	3,135	産業素材事業	65.0	当社が紙製品を 購入 資金援助あり 役員の兼任あり
特種東海マテリアルズ㈱ (注) 3	静岡県島田市	70	産業素材事業	100.0 (100.0)	当社子会社が 原材料を購入
新東海ロジスティクス㈱ (注) 3	静岡県島田市	32	産業素材事業	100.0 (100.0)	当社子会社が 工場諸作業等 を委託
㈱TTトレーディング (注) 2、6	東京都中央区	50	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品 を販売
静岡ロジスティクス㈱	静岡県駿東郡 長泉町	20	特殊素材事業	100.0	当社が製品輸送 ・保管を委託
特種東海エコロジー㈱ (注) 2	静岡県富士市	200	生活商品事業	79.5	当社が商品等を 販売
㈱トライフ (注) 2、5	静岡県島田市	400	生活商品事業	100.0	当社が商品等を 販売 役員の兼任あり
㈱レックス	静岡県島田市	30	環境関連事業	100.0	当社および当社 子会社が燃料を 購入
㈱特種東海フォレスト	静岡県島田市	100	環境関連事業	100.0	当社子会社が 土木・造園工事 及び山林事業を 委託 資金援助あり
㈱駿河サービス工業 (注) 2	静岡県御殿場市	30	環境関連事業	100.0	当社子会社が 燃料を購入 資金援助あり
十山㈱ (注) 7	静岡県静岡市 葵区	90	環境関連事業	100.0	山林事業等を 当社子会社に 委託 資金援助あり
(持分法適用関連会社) 大一コンテナ㈱	静岡県島田市	125	産業素材事業	30.0	当社子会社が 紙製品を購入
日本東海インダストリアル ルーパーサプライ㈱	東京都千代田区	350	産業素材事業	35.0	当社子会社が 紙製品を販売

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

4. 新東海製紙㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	32,945 百万円
(2) 経常利益	583
(3) 当期純利益	271
(4) 純資産額	16,268
(5) 総資産額	45,690

5. ㈱トライフについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	11,997 百万円
(2) 経常利益	548
(3) 当期純損失（△）	△46
(4) 純資産額	3,700
(5) 総資産額	13,288

6. ㈱T Tトレーディングについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	9,199 百万円
(2) 経常利益	135
(3) 当期純利益	88
(4) 純資産額	1,230
(5) 総資産額	5,066

7. 2020年4月1日付で、当社の井川社有林等に係る事業を同日付で新設した連結子会社の十山㈱に承継させる会社分割(新設分割)を行っております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)	
産業素材事業	483	(49)
特殊素材事業	501	(54)
生活商品事業	270	(66)
環境関連事業	213	(82)
報告セグメント計	1,467	(251)
全社 (共通)	63	(19)
合計	1,530	(270)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

2 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
472	39歳11ヵ月	17年6ヵ月	6,141,644

セグメントの名称	従業員数 (名)
産業素材事業	1
特殊素材事業	405
生活商品事業	0
環境関連事業	3
報告セグメント計	409
全社 (共通)	63
合計	472

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 平均勤続年数は、特種製紙㈱及び東海パルプ㈱からの通算勤続年数となっております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには特種東海製紙労働組合等が組織されており、2021年3月31日現在の労働組合の組合員数合計は1,082名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 経営方針

当社グループは、従来から一貫して経営理念を「ユニークで存在感のある企業集団として、社会と環境に貢献する」と定め、経営方針としては、「ユニークな中堅メーカーとしての強みを生かして、顧客満足度の最大化を推進し、利益の最大化を目指す」としております。株主を中心とし、更に従業員、取引先、地域社会、環境面での様々なステークホルダーに貢献し、その活動を通じて当社グループの企業価値の向上を追求することをもって経営方針としております。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が経営上の目標の達成状況を判断する客観的な指標としては、収益稼得水準の観点から営業利益を最も重視しており、これに持分法による投資損益等を反映した経常利益や、株主に対する還元の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益についても重要視しております。加えて、投下資本の生産性を示す指標としてROAやROEについても、重要な経営指標と考えております。

#### (3) 中長期的な経営戦略

当社グループは、将来目指すべき姿として長期目標（営業利益100億円、ROE 8%）を定め、更なる成長の機会探索と既存事業の体質強化に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、発表を延期しておりました第5次中期経営計画は、第4次中期経営計画で探索し始動した成長分野の取り込みを本格的に進めていく期間とし、中計の対象期間は変更せず、2020年度から2022年度の最終年度とした第5次3ヶ年計画を策定いたしました。

第5次中期経営計画の最終年度においては、売上高825億円、営業利益45億円、ROE6.5%を目指し、その中で「成長戦略施策」としては、

- ①偽造防止機能や意匠性等を付与した高付加価値の「パッケージ分野の強化」
- ②特殊機能紙における既存／新技術を活かした「環境対応型製品の開発」
- ③合成繊維・セルロースナノファイバー等の付加価値の高い「高機能シート分野での上市・拡販」
- ④固形燃料事業の拡大や廃棄物の再資源化を目指した「廃棄物利活用事業の強化・新規立上げ」
- ⑤環境対応樹脂（生分解性）を使用したラミネート技術での「新ブランド『NatuLami（ナチュラミ）』の立ち上げ」

などを掲げております。

上記の成長戦略に加えて、アフターコロナの新常態における市場変化に対応するべく、当社グループの「既存事業の体質強化」の施策として、

- ⑥日本製紙株式会社と連携した「段原紙・クラフト紙の生産体制の強化」
- ⑦全社的な「業務プロセスの見直し」による収益基盤の安定
- ⑧特殊素材事業での「工場設備・生産体制の見直し」によるコスト削減

などを重点に取り組んでまいります。

#### (4) 経営環境

##### ①企業構造

当社は、2010年、特種製紙株式会社と東海パルプ株式会社を吸収合併することで設立され、主たる事業である製紙業においては「産業素材事業」「特殊素材事業」「生活商品事業」、製紙以外の事業領域については「環境関連事業」によって構成されております。また、横の連携も円滑に行うことを目的とした「事業本部制」を採用することにより、各セグメントが持つ技術や生産力をより相乗的に発揮できるように運営を行っております。

「産業素材事業」は、段ボール原紙やクラフト紙等の産業用紙事業において日本製紙株式会社と合併事業を行っており、当事業の売上については、その大半が持分法適用会社である日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社向けのものであります。したがって、当事業の業績は主に持分法利益の取り込みにより経常利益に反映されることとなります。

「特殊素材事業」は、ファンシーペーパー等の特殊印刷用紙及び特殊機能紙など高付加価値製品の製造・販売を行っており、事業の主体は特種東海製紙本体となります。

「生活商品事業」は、子会社2社により構成されており、業務用ペーパータオルや食材紙、トイレトペーパーといった衛生用紙、ラミネート紙及びコート紙の製造・販売を行っております。

「環境関連事業」は、当社保有の南アルプス社有林の有効活用を目的とした自然環境活用事業、当社サプライチェーンを起点としたリサイクルビジネスの拡大を目的とした資源再活用事業によって構成され、今後の新規事業の要の一つとしてさらなる拡大を進めてまいりたい事業分野であります。

以上のように、規模の経済が働く事業分野においては他企業との合弁事業にて、独自の強みを活かすことのできる「多品種・小ロット・高付加価値」事業である特殊素材事業については、特種東海製紙本体により事業を推進、他のセグメントについては基本的に子会社による事業展開を行う体制を採っており、この事業本部制は適切に機能していると判断しております。

## ②市場環境・顧客動向

### a. 産業素材事業

当事業においては、段ボール等包装材に用いられる段ボール原紙、クラフト紙の製造を行っております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的な需要の減少があったものの、生活様式の変化に伴う宅配ニーズの増加や巣籠りニーズの増加等、根強い需要が見込まれ、加えてアジアを中心とした底堅い段ボール需要も想定されており、産業用包装素材の需要については今後も堅調に伸長するものと認識しております。

### b. 特殊素材事業

当事業においては、出版向けやハイエンドパッケージ向けファンシーペーパー、特殊機能紙など、小ロット多品種・高付加価値・高価格製品の製造・販売を行っております。従来からのデジタル化の流れによる出版部数の伸び悩みに伴って、出版向けファンシーペーパー等の特殊印刷用紙については、市場が縮小傾向にあるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により需要が減少いたしました。一部では需要の回復はみられるものの市場縮小傾向の流れは変わらないと考えております。他方で、特殊機能紙については、特殊印刷用紙と同様に、一時的な需要の落ち込みはあったものの、中国をはじめとする海外需要も回復に向い、またコロナ感染をきっかけとした社会構造の変化による新たな潜在的ニーズもあり、これらの動きに伴う商機を追求していきたいと考えております。

### c. 生活商品事業

当事業が主に扱っているトイレトペーパーにつきましては、国内人口減少に伴う需要減少がある反面、インバウンド需要の高まりから業界では堅調な伸びとなっております。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大以降、海外からの観光客が減少したことに伴い、これまで伸長してきた商業施設向け商品のインバウンド需要が減少しました。他方で、ペーパータオルについては、社会全般の衛生意識の向上に伴って需要増加の傾向にあります。

また、ラミネート等の加工品は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済活動の低下によって一時的な需要が大きく減少しましたが、厳しいながらも需要の回復が見え始めております。

### d. 環境関連事業

当事業においては、資源リサイクルを積極的に推進すべく産業廃棄物中間処理業等を営む中で、主に廃プラスチック等を有効活用した固形燃料（RPF）及び原燃料用木質チップの製造・販売等を行っております。足元では、新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞により、業績にも一時的な影響が出ておりますが、中長期的には国内の社会課題解決に向けた動きとともに、環境負荷低減を目指した資源リサイクルの活動は重要性を増し、関連する事業のニーズは今まで以上に伸びるものと認識しております。

## ③競合他社の状況

当社グループは製紙業を主たる事業としており、事業セグメントごとに異なった競合他社が多数存在します。いずれの事業セグメントにおいても、総需要に対して生産能力が超過気味であるという構造になっており、業界全体での競争は厳しさを増しているということが、共通認識となっております。その中で、比較優位にある分野を強化しつつ如何に差別化できる業務を行っていくかが極めて重要であると認識しております。

## (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

### ①紙製品への需要減退

国内人口の減少、少子化およびデジタル技術の発展に伴う電子媒体の利便性向上等の構造変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、情報媒体としての紙製品への需要は大幅に減退しており、当社グループはこれに対処するべく、以下の4点の課題解決に取り組んでまいります。

#### a. 既存事業の体質強化

急速な市場変化に対応するため、業務プロセスの全社的な見直しをはじめとした既存事業の体質強化を進めてまいります。ウィズ/アフターコロナにおける新常态で想定される事業環境に向け、コストダウンのための生産体制の効率化と原価低減に加えて、財務体質の一層の筋肉質化により、安定した収益基盤の獲得を目指してまいります。

#### b. 環境対応型紙製品の開発

脱プラスチック・脱炭素化への社会的要請が紙製品の新たな需要を生む可能性があると思込んでおります。環境対応樹脂を使用した製品、リチウムイオン二次電池のセパレータ向けCNF製品等の開発およびプラスチック容器に代替するウェットモールド事業の推進により環境負荷低減に努めてまいります。また、今後注力するパッケージ分野においては、当社グループが培ってきた様々な技術を複合的に活用することで紙製品需要の新規開拓に努めてまいります。

#### c. 製紙以外の新たな事業領域の拡大

新たにセグメント化された環境関連事業は、成長市場かつ当社グループ保有の経営資源を活用可能な分野として認識しております。当セグメントでは、南アルプス社有林の有効活用を目指すとともに、資源再活用事業における固形燃料の生産体制の強化および産業廃棄物処理等の領域拡大に取り組むことで、製紙以外の新たな収益基盤の構築を図ってまいります。

#### d. 優位性のある紙製品の拡大

高水準な品質管理と技術力により他社との差別化を図ってまいります。高い品質が求められる特殊機能紙については製品への異物混入を極めて低位に抑えることでシェアの維持・拡大に努めてまいります。また、兼ねてより開発に注力しております非セルロース系繊維素材については、継続的な機能性強化に取り組むとともに、多様な顧客ニーズに対応した拡販を推進してまいります。

### ②持続可能な社会に向けた対応

カーボンニュートラルをはじめとした持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進し、脱プラスチック化に関わる新たな紙素材の開発に加え、化石燃料使用量のさらなる削減により製造に関わる化石燃料起源CO<sub>2</sub>の発生減少に努めてまいります。また、グループ内の廃棄物ゼロエミッション化を目指し、ボイラーから発生する廃棄物の再資源化の検討を進めてまいります。

### ③経営資源の有効活用

企業価値の最大化という目的を達成するために、中長期的な目線に立ち、積み上げられた財務余力、人材および知的財産を成長分野へと向けて、M&Aも視野に入れた事業ポートフォリオの変更・再構築とともに、新たな事業の創出を目指してまいります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 需要及び市況の変動

当社グループは製紙業を主たる事業としており、事業セグメントごとに異なったリスクがあるものと認識しております。

#### ①産業素材事業

当事業は段ボール原紙やクラフト紙等の産業用包装材を主に扱っております。経済環境の悪化に伴って物流活動が停滞した場合、また、悪天候により農産物の収穫量・流通量が著しく低下した場合、産業用包装材の需要が減少し、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。また、当事業の海外展開先である中国及びASEAN諸国の政情や経済状況が著しく変動した場合、販売量の減少や市場価格の下落等の要因で、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。これらのリスクへの対応については、生産コスト低減施策を通じ、さらなる低コスト・高能率の生産体制を作りあげてまいります。

#### ②特殊素材事業

当事業が扱っている出版向けファンシーペーパー等の特殊印刷用紙及び特殊機能紙は、「多品種・小ロット高付加価値」が特徴の高価格製品群となっております。出版部数の伸び悩みに伴い、当事業の主力製品群である特殊印刷用紙の市場そのものが縮小傾向にあります。他方で、ハイエンドパッケージ向け新製品の開発や中国市場の開拓等、積極的な製品展開に努めております。しかしながら、特に高価格の特殊印刷用紙においては、景況変動の影響をいち早く受けやすく、経済活動が停滞した場合、需要が著しく減少し、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。今般のコロナ禍ではリスクが顕在化し、当連結会計年度において、商業印刷、出版、パッケージ向け等の特殊印刷用紙の需要が減少いたしました。需要は回復基調にあるものの、当該リスクへの対応については、引き続き、新たな潜在的ニーズの追求に努めると共に、今後の市場動向を注視してまいります。

#### ③生活商品事業

当事業が主に扱っているトイレットペーパーにつきましては、国内人口減少に伴う需要減少がある反面、インバウンド需要の高まりから、業界では堅調な伸びとなっております。しかしながら、商業施設向け商品が多数あり、新型コロナウイルスの感染拡大以降、観光客減少に伴い、インバウンド需要が減少しております。この状況が長期化する場合、販売数量の減少等を通じて、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応としては、市販品の拡販及び顧客ニーズを取り込み、製品のさらなる品質向上を推進し、生産効率を維持してまいります。

またペーパータオルにつきましては、社会全般の衛生意識の高まりから需要は堅調であるものの、競合他社が同事業へ参入する動きもあり、長期的には供給が需要を超える可能性があります。ネットワークを強化しつつ、機能性を高めた製品の投入を検討するなどして存在感を顕示してまいります。

### (2) 原燃料価格の変動

製紙業においては多量の原燃料を使用するため、その事業の主たる原料価格に変動があった場合、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。

産業素材事業において主たる原料である段古紙の価格は、中国およびASEAN諸国をはじめとした海外情勢の影響を受けやすくなっております。したがって、海外情勢に著しい変化があった場合、調達価格が高騰し、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。

生活商品事業において使用する上質の古紙の価格は、ペーパーレス化の進展に伴い、年々その発生量が減少し、古紙需給の影響を受けやすい状況となっております。したがって、更なるペーパーレス化の進展により、上質の古紙の発生量が減少した場合、調達価格が高騰し、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。

古紙の調達価格上昇リスクについては、運送費のより安価な近場からの安定調達に注力するとともに、長年の取引関係を勘案した安定調達先の確保に努め、さらに段古紙については、日本製紙株式会社との共同調達の実施などにより対応しております。

特殊素材事業において多量に使用するパルプについては、その多くを諸外国から調達しております。調達価格は海外市況の影響を受けるため、パルプ生産国の経済活動に著しい変化があった場合や、世界的な需要が高まった場合に

においては、調達価格が高騰し、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。パルプの調達価格上昇リスクの対応については、調達先を国内外で多様化するとともに、各取引先との良好な関係作りに注力しております。また、当社グループ全体としては、島田工場で製造している未晒パルプシートの海外輸出も行うことにより、購入パルプ価格の上昇の影響を緩和する施策も行ってまいります。

### (3) 取引先の信用リスク

当社グループの取引先の経営状況が、市場の変動や業界再編成等により財務上の問題に直面した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性については、現時点では確認していませんが、新型コロナウイルスによる影響が長期化した場合、社会全般における倒産リスクが高まるものと認識しており、各事業本部が密に連携し、一層の管理体制強化を図ってまいります。

### (4) 資金調達

資金調達については、現状の経済情勢下においては重大なリスクはないものと認識しておりますが、変異株による新型コロナウイルス感染症拡大が更に広がり、更に厳しい要請下での緊急事態宣言期間が長期におよぶ状況となった場合は、金融機関からの資金調達が困難になる可能性がありますと考えております。当該リスクが顕在化する可能性は、現時点では認識していませんが、手許流動性の確保のため、現預金の積み増し及び既存取引行2行とのコミットメント契約を締結し、非常事態に備えております。

### (5) 環境関連の法的規制

当社グループは、各種事業において環境関連の法規制の適用を受けております。このため、これらの規制の改定等に対応することにより、事業活動が制限されたり、高額な費用負担や環境対策設備の設置等、コストの増加につながることもあり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応について、当社グループは社長直轄の部署として安全・環境統括室を設置しており、環境関連の法改正及び環境保全に係る社会的要請の動向に、引き続き注視してまいります。

### (6) 災害や感染症及び事故による影響

当社グループは、製造ラインの突発的な中断による潜在的なマイナス影響を最小限にするため、定期的な予防保全を行っております。また、災害事故等不測の事態発生に備え、影響を最小限にするための教育・訓練等を実施しており、特に地震対策については、当社内に緊急時の対応組織を設け、臨機応変に対応することにしております。しかし、これらの影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。また、当社グループの工場及び施設の多くは静岡県にあり、大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、従業員が重大な感染症に罹患した場合、従業員及びその家族への感染拡大を防ぐため、工場の操業を停止する可能性があり、停止の期間やその範囲は想定していません。今般の新型コロナウイルスの世界的な拡大を受け、当社グループでは、各都道府県の感染状況や政府機関の判断を随時注視しながら、リモートワークの導入をはじめとした社内施策を講じ、感染防止に努めております。

### (7) 環境の激変に伴う所有資産価値の変動

#### ①投資有価証券の減損に係るリスク

当社グループは、時価のある有価証券を保有しておりますが、時価が著しく下落した場合には、取得原価と時価との差額を当該期の損失とすることとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ②固定資産の減損に係るリスク

当社グループは、多くの製紙業に關係する生産設備等の有形固定資産を有しております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に伴い特殊素材事業、生活商品事業および環境関連事業の一部の資産グループに減損の兆候がみられ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回った特殊素材事業および生活商品事業の一部の資産グループにおいては帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。引き続き、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い、このような資産又は資産グループについて、時価の下落や当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの状況によっては減損処理が必要な場合があり、そうした場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



③のれんの減損に係るリスク

当社グループは、前事業年度に株式会社駿河サービス工業を連結子会社化したことに伴い、のれんを計上しております。当該のれんにつきましては、事業価値及びシナジー効果が発現された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、景気変動等の影響により収益性が低下した場合には、減損損失計上により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### ①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が大きく停滞しました。段階的な経済活動の再開を受けて一部業種に持ち直しの動きがみられたものの、感染再拡大により先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、事業基盤の強化・変革、成長戦略を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上減に対応するため、グループ全体で原価低減や経費削減に努めてまいりました。

特殊素材事業におきまして、研究開発本部は、偽造防止の既存技術を利用し新市場に対する提案を行うことと並行して新たな技術開発及びその技術を使った製品の開発を開始しました。また継続して環境負荷低減をターゲットにした製品、特殊繊維を使用した製品開発を行っております。パッケージ企画本部は、TOKYO PACK 2021で、機能性、意匠性を付与した新たなパッケージ用紙を提案いたしました。また、ウエットモールドの製造販売に参入することといたしました。

産業素材事業におきましては、連結子会社の新東海製紙株式会社において、工場能率の改善による原価低減効果など、更なるコスト面・品質面での競争力向上に取り組んでおります。

生活商品事業におきまして、連結子会社の株式会社トライフは、日本製紙株式会社の子会社である日本製紙クレシア株式会社と両社の持つペーパータオル用紙事業の営業機能を統合することで7月に合意し、11月1日付で統合いたしました。これにより、両社が持つ従来の販売網を活用し双方の商品を販売することによる新たな顧客開拓の促進や販売拡大を図っております。

当社グループは、これらの3事業に加え、新たに自然環境の活用や資源の再活用を目指した環境関連事業をセグメント化し、将来の収益基盤の強化を図っております。自然環境活用分野では、4月1日付で当社の南アルプス社有林等に係る事業を分割し、連結子会社として十山株式会社を設立いたしました。また、社有林内に豊かな自然環境を活かしたウイスキー製造を目指して井川蒸溜所を建設し、11月に本格稼働を開始いたしました。

#### a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ4,564百万円減少し、128,091百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ7,172百万円減少し、47,804百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,607百万円増加し、80,286百万円となりました。

#### b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高76,403百万円（前年同期比5.2%減）、営業利益3,227百万円（前年同期比12.4%増）、経常利益5,970百万円（前年同期比10.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,594百万円（前年同期比51.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績をより適切に反映させるため、全社費用の配分基準を見直し、事業セグメントの利益の算定方法の変更を行っております。また、当連結会計年度より、従来「その他」としていた「環境関連事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。これに伴い、前年同期比較においては、前年同期の数値を変更後のセグメント情報に組み替えた数値で比較しております。

#### 1) 産業素材事業

主力製品である段ボール原紙及びクラフト紙につきましては、日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社向けの売上が減少したことなどにより、当セグメントの売上高は37,130百万円（前年同期比5.2%減）となりました。利益面につきましては、水力発電による売電事業が渇水の影響などもあり、営業利益は1,177百万円（前年同期比2.6%減）となりました。

#### 2) 特殊素材事業

特殊印刷用紙につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、商業印刷、出版、パッケージ向けの需要が急減し、期後半以降、需要の回復の兆しがみられたものの、依然として厳しい状況が続いております。他方、特殊機能紙につきましては、期前半までの需要減少が大きく、通期の販売数量・金額はともに前年同期を下回りましたが、期後半以降、国内需要は回復基調になり、海外向け一部製品は前年実績を上回る状況が続きました。

原価面につきましては、パルプをはじめとした主要原燃料価格の低下と経費削減によるコストダウンを行い、利益は前年同期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は18,746百万円（前年同期比14.4%減）、営業利益は1,302百万円（前年同期比16.5%増）となりました。

### 3) 生活商品事業

ペーパータオルは、新型コロナウイルスの感染拡大以降、社会全般の衛生意識の向上に伴い需要が増加し、販売数量が前年同期を大幅に上回りました。また、更なる拡販及び競争力の強化を図るため、日本製紙クレシア株式会社と業務提携を行いました。一方、トイレットペーパーにつきましては、販売価格は維持したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用が低調に推移し販売数量は前年同期を大幅に下回りました。また、ラミネート等の加工製品につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞によって需要が減少しており、販売数量が前年同期を大幅に下回りました。利益面につきましては、ペーパータオルの販売数量増に加え、原価低減及び経費削減の推進等により増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は16,584百万円（前年同期比7.1%減）、営業利益は833百万円（前年同期比57.8%増）となりました。

### 4) 環境関連事業

2020年1月に子会社化した株式会社駿河サービス工業が連結対象となったことなどにより増収となりました。利益面では、新型コロナウイルス感染症の影響により観光事業の売上高が前年同期を大幅に下回ったこと、ウイスキー等の将来成長事業に係る先行費用が増加したことなどにより、減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は8,773百万円（前年同期比29.8%増）、営業利益は70百万円（前年同期比41.5%減）となりました。

## ② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は13,197百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,289百万円の増加となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は11,638百万円となり、前連結会計年度に比べ623百万円の増加となりました。主な要因は、関連会社からの配当金の受取額の増加であります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は893百万円（前連結会計年度は9,598百万円の使用）となりました。主な要因は、投資有価証券の売却収入によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は9,242百万円となり、前連結会計年度に比べ9,008百万円の増加となりました。主な要因は、借入金の返済によるものであります。

## ③ 生産、受注及び販売の実績

### a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（%）
産業素材事業	40,911	△2.6
特殊素材事業	15,845	△16.3
生活商品事業	14,986	△0.8
環境関連事業	141	648.0
合計	71,884	△5.5

（注）1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっており、自社利用分も含まれております。

3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
特殊素材事業	73	79.3	17	100.0
環境関連事業	2,528	△50.9	1,897	△31.8
合計	2,601	△49.8	1,914	△31.1

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 受注実績は、土木・造園工事について記載しております。  
 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業	35,196	△5.5
特殊素材事業	18,151	△14.3
生活商品事業	16,379	△6.8
環境関連事業	6,676	44.1
合計	76,403	△5.2

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
日本東海インダストリアル ペーパーサプライ株式会社	31,301	38.8	29,705	38.9

- 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、128,091百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,564百万円の減少となりました。主な要因は、投資有価証券の売却による減少、減損損失の計上により有形固定資産が減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、47,804百万円となり、前連結会計年度末に比べて7,172百万円の減少となりました。主な要因は、有利子負債の減少によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、80,286百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,607百万円の増加となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。自己資本比率は57.3%となり、前連結会計年度末に比べて3.8ポイント上昇しました。

## 2) 経営成績

### (売上高)

当連結会計年度の売上高は76,403百万円となり、前連結会計年度に比べて4,200百万円(5.2%減)の減少となりました。セグメントごとの売上高につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

### (売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は11,087百万円となり、前連結会計年度に比べて284百万円(2.6%増)の増加となりました。これは主に、原燃料価格が下落したことによるものであります。

### (営業利益)

当連結会計年度の営業利益は3,227百万円となり、前連結会計年度に比べて356百万円(12.4%増)の増加となりました。これは主に、売上総利益が増加したことによるものであります。

### (経常利益)

当連結会計年度の経常利益は5,970百万円となり、前連結会計年度に比べて581百万円(10.8%増)の増加となりました。これは主に、持分法による投資利益が増加したことによるものであります。

### (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は5,594百万円となり、前連結会計年度に比べて1,899百万円(51.4%増)の増加となりました。これは主に、投資有価証券売却益等の特別利益が増加したことによるものであります。

## b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

## c. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが経営上の目標の達成状況を判断する客観的な指標としては、収益稼得水準の観点から営業利益を最も重視しており、また営業外の活動を反映する経常利益や、株主に対する還元の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益についても重要視しております。加えて、投下資本の生産性を示す指標としてROAやROEについても、重要な経営指標と考えております。当社グループは、将来目指すべき姿として長期目標(営業利益100億円、ROE 8%)を定め、更なる成長の機会探索と既存事業の体質強化に取り組んでおります。

当連結会計年度における営業利益は32億円、経常利益は59億円、ROEは7.8%となりました。第5次中期経営計画を推進することで、引き続き当該指標の改善に邁進していく所存でございます。

## d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

## ②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

また、資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

### (資金需要)

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、運転資金需要と設備資金需要の二つがあります。運転資金需要の主なものは紙パルプ製造・販売における原材料及び商品仕入れ、製造費や販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、設備資金需要の主なものは紙製造工程の維持更新投資、エネルギー関連投資、研究開発関連投資等、固定資産購入によるものであります。

(財務政策)

当社グループは、短期運転資金等の短期性資金については、主に金融機関からの短期借入金にて調達し、長期運転資金及び設備投資等の長期性資金については、内部資金及び金融機関からの長期借入金並びに金融機関を引受先とする社債（私募債）発行等により調達しております。なお、資金の性格、今後の資金需要、金利動向等の調達環境、予想される貸借対照表の流動比率及び借入金長短比率等を総合的に考慮し、調達額及び調達方法を適宜判断して実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に備えて、新たに取引銀行2行との貸出コミットメントライン契約に加え、現預金残高の積み上げにより一定程度の手許流動性を確保しております。

#### ③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 5 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、原材料の開発、製品開発と生産工程に関わる技術開発及び新事業探索に重点をおいて行っております。また、引続き将来のための4つの技術 NaSFA（Nano technology, Security, Fusion, Art）の更なる検討、展開を進めております。

研究開発は、フィブリック事業本部、パッケージ企画本部、研究開発本部が中心となり進めております。

当連結会計年度における各セグメント別の研究の目的、主要課題、研究成果は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は916百万円でありますが、報告セグメントに含まれない戦略的研究開発費247百万円を含んでおります。

### (1) 産業素材事業

産業素材事業では、ライナー、中芯、クラフト紙の品質改善とコストダウンに注力しております。原材料・処方・設備などの全ての面で検討、見直しを行っております。

当セグメントに係る研究開発費は24百万円であります。

### (2) 特殊素材事業

特殊素材事業では、前期から取り組んでいる開発案件のうち、2件の新製品を上市しました。当期は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海外をターゲットとした製品開発はユーザー評価が進まず、軒並み停滞しました。これを機に、広くニーズを探る開発から、より将来性があると考えられる、環境対応型製品やデジタルトランスフォーメーションに関わる技術開発に力を入れ、新規事業分野への参入の足掛かりとすべく開発を進めております。なお開発の比重は下がるものの、既存技術を利用した製品開発も検討しており、当期に技術開発は完了し、次期には2件の新製品を上市する見込みです。

パッケージ分野では、食品向けパッケージを含む、2件の新製品を上市しました。パッケージ企画本部は、TOKYO PACK 2021で、機能性、意匠性を付与した新たなパッケージ用紙を提案いたしました。また、ウエットモールドの製造販売に参入することといたしました。

当セグメントに係る研究開発費は424百万円であります。

### (3) 生活商品事業

生活商品事業では、当期も環境配慮型製品の開発に注力しております。ペーパータオルは包装フィルムを紙に代替した新製品を完成しました。紙コート技術では、酸素透過性の低いハイバリアコート品を、紙ラミネート技術では、バイオマス樹脂や生分解性樹脂の加工技術を、それぞれ完成しました。

当セグメントに係る研究開発費は59百万円であります。

### (4) 環境関連事業

環境関連事業では、南アルプスの社有林内に豊かな自然環境を活かしたウイスキー製造を目指して「井川蒸溜所」の建設を行い、11月より本格稼働を開始いたしました。社有林の天然湧水、気候風土を活かした最高のウイスキーを製造できるようテストを重ねております。

当セグメントに係る研究開発費は159百万円であります。

### (5) 知的財産について

期間中に申出された特許等の知財の件数は35件（特許18件、意匠4件、商標13件）、登録された特許等の知財の件数は23件（特許9件、意匠2件、商標12件）となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、産業素材事業及び特殊素材事業、生活商品事業、環境関連事業で新規設備の導入や原価低減、品質改善等を目的として全体で8,346百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資にはソフトウェア関連等への投資を含めております。

各セグメントでは、産業素材事業で4,286百万円、特殊素材事業で1,443百万円、生活商品事業で1,370百万円、環境関連事業で1,185百万円、報告セグメント以外で60百万円の投資を行いました。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他		合計
本社事務所他 (東京都 中央区他)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 環境関連事業	統括業務 販売業務	55	0	—	66	122	125
赤松発電所 (静岡県 島田市)	産業素材事業	水力発電	460	934	44 (10)	14	1,454	—
賃貸設備 (静岡県 島田市他)	環境関連事業	事務所他	156	542	1,885 (61)	102	2,686	—
横井工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	—	1	0	97 (46)	—	98	—
三島工場 (静岡県 駿東郡 長泉町)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	4,642	3,893	4,924 (161)	148	13,609	300
岐阜工場 (岐阜県 岐阜市)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	0	63	141 (12)	0	204	47

(注) 1 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産等であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 上記の他、主要な賃借の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
特種東海製紙㈱	本社事務所 (東京都中央区)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 環境関連事業	建物	162

3 横井工場は、事業構造再構築の施策として閉鎖を決定しました。これに伴い、当該資産について備忘価額まで減損処理を実施しております。

4 三島工場・岐阜工場は、当連結会計年度において減損損失を計上しており、帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※8 減損損失」に記載のとおりであります。

5 2020年4月1日付で、当社の井川社有林等に係る事業を同日付で新設した連結子会社の十山株式会社に承継させる会社分割 (新設分割) を行いました。そのため、前事業年度社有林に記載しておりました建物及び構築物、山林、その他については、十山株式会社に承継しております。



## (2) 国内子会社

## ① 新東海製紙株式会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業	パルプ・洋 紙・板紙設備	6,114	16,801	2,832 (498)	158	25,907	316

## ② 株式会社トライフ

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
本社工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	1,325	2,398	100 (6)	275	4,098	110
関東工場 (栃木県 栃木市)	生活商品事業	紙加工設備	395	701	473 (26)	30	1,601	18
金谷工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	214	414	—	25	654	19
富士工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	紙加工設備	0	0	347 (23)	0	347	32

## ③ 特種東海エコロジー株式会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
鷹岡工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	家庭紙設備	793	1,525	534 (29)	15	2,869	96

(注) 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
新東海製紙㈱ (静岡県 島田市)	産業素材事業	回収ボイラー 節炭器更新	1,720	612	自己資金及び 借入金	2020年 4月	2021年 10月	—

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,900,000	14,900,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	14,900,000	14,900,000	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

## ① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2010年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名(うち社外取締役1名) 当社監査役 4名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	20 [20] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,000 [2,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2010年8月11日 至 2030年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,851 1株当たり資本組入額 926 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間  上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>へ 譲渡による新株予約権の取得の制限  譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件  上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由  当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案  ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,850円を合算しております。

決議年月日	2011年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役1名) 当社監査役 4名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	36 [36] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式3,600 [3,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2011年8月11日 至 2031年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,151 1株当たり資本組入額 576 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間  上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>へ 譲渡による新株予約権の取得の制限  譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件  上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由  当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案  ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,150円を合算しております。

決議年月日	2012年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役1名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	41 [41] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式4,100 [4,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2012年8月11日 至 2032年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,721 1株当たり資本組入額 861 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,720円を合算しております。



決議年月日	2013年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名(うち社外取締役1名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	36 [36] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式3,600 [3,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年8月13日 至 2033年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,721 1株当たり資本組入額 861 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,720円を合算しております。

決議年月日	2014年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役1名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	64 [64] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式6,400 [6,400] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年8月13日 至 2034年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,911 1株当たり資本組入額 956 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>
-----------------------------------	--

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,910円を合算しております。

決議年月日	2015年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	53 [53] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式5,300 [5,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年9月16日 至 2035年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 3,001 1株当たり資本組入額 1,501 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価3,000円を合算しております。

決議年月日	2016年7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	71 [71] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式7,100 [7,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年8月12日 至 2036年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 3,281 1株当たり資本組入額 1,641 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。</p> <p>(4) (1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。</p> <p>(6) (5)の規定により本新株予約権を承継した者(以下、「承継者」という。)は本新株予約権の行使条件(1)にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(7) 本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。</p> <p>(8) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</li> <li>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</li> <li>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</li> </ul>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。



- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価3,280円を合算しております。

決議年月日	2017年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	61 [61] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式6,100 [6,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年8月14日 至 2037年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 3,960 1株当たり資本組入額 1,980 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。</p> <p>(4) (1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。</p> <p>(6) (5)の規定により本新株予約権を承継した者(以下、「承継者」という。)は本新株予約権の行使条件(1)にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(7) 本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。</p> <p>(8) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</li> <li>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</li> <li>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</li> </ul>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価3,959円を合算しております。

決議年月日	2018年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	63 [63] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式6,300 [6,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月13日 至 2038年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 4,037 1株当たり資本組入額 2,019 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。</p> <p>(4) (1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。</p> <p>(6) (5)の規定により本新株予約権を承継した者(以下、「承継者」という。)は本新株予約権の行使条件(1)にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(7) 本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。</p> <p>(8) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</li> <li>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</li> <li>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</li> </ul>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価4,036円を合算しております。

決議年月日	2019年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役2名)
新株予約権の数(個) ※	67 [67] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式6,700 [6,700] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年8月13日 至 2039年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 3,172 1株当たり資本組入額 1,586 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>(3)新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。</p> <p>(4)(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。</p> <p>(6)(5)の規定により本新株予約権を承継した者(以下、「承継者」という。)は本新株予約権の行使条件(1)にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(7)本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。</p> <p>(8)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。



<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</li> <li>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</li> <li>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</li> </ul>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価3,171円を合算しております。

決議年月日	2020年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役2名)
新株予約権の数(個) ※	77 [77] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式7,700 [7,700] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年8月14日 至 2040年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 4,341 1株当たり資本組入額 2,171 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	<p>(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>(3)新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。</p> <p>(4)(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。</p> <p>(6)(5)の規定により本新株予約権を承継した者(以下、「承継者」という。)は本新株予約権の行使条件(1)にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(7)本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。</p> <p>(8)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</li> <li>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</li> <li>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</li> </ul>
-----------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価4,340円を合算しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2016年10月1日 (注1)	△146,967,759	16,329,751	—	11,485	—	3,985
2017年11月28日 (注2)	△917,751	15,412,000	—	11,485	—	3,985
2020年7月10日 (注2)	△512,000	14,900,000	—	11,485	—	3,985

(注) 1 普通株式10株を1株に併合したことによる減少であります。

2 自己株式の消却による減少であります。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	34	20	257	115	2	10,287	10,715	—
所有株式数 (単元)	—	41,621	720	55,710	8,034	4	42,125	148,214	78,600
所有株式数の 割合(%)	—	28.08	0.49	37.59	5.42	0.00	28.42	100.00	—

(注) 1 自己株式1,534,775株は、「個人その他」に1,534,700単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

2 「その他の法人」には証券保管振替機構名義の株式が、2単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	780	5.84
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)(注1)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	777	5.82
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)(注2)	東京都中央区晴海1丁目8-12	589	4.41
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2丁目6-12	550	4.12
新生紙パルプ商事株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8	503	3.76
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町2-60	490	3.67
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	403	3.02
特種東海製紙取引先持株会	東京都中央区八重洲2丁目4-1	401	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	371	2.78
王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4丁目7-5	300	2.24
計	—	5,166	38.66

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は777千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分9千株、投資信託設定分598千株、その他信託分169千株となっております。

2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は339千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分12千株、投資信託設定分205千株、その他信託分121千株となっております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,534,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,286,700	132,867	—
単元未満株式	普通株式 78,600	—	—
発行済株式総数	14,900,000	—	—
総株主の議決権	—	132,867	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

②【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 特種東海製紙株式会社	静岡県島田市向島町 4379番地	1,534,700	—	1,534,700	10.30
計	—	1,534,700	—	1,534,700	10.30

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年5月21日)での決議状況 (取得日2020年5月22日)	600,000	2,700,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	524,700	2,174,881,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	75,300	525,118,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	12.6	19.4
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	12.6	19.4

(注)東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	413	2,013,255
当期間における取得自己株式	3	14,550

(注)当期間における取得自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	512,000	1,667,880,960	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増し請求) (新株予約権の権利行使)	1,000	3,534,300	—	—
保有自己株式数	1,534,775	—	1,534,778	—

(注) 1 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式数は含めておりません。

2 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題に位置づけ、将来の事業環境を見据えた財務基盤の強化、自己株式取得による利益還元等を総合的に勘案したうえで、配当性向30%を目処とした安定配当に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、期末配当は1株当たり75円とさせていただき、先に実施いたしました中間配当25円と合わせて、年間配当は1株当たり年100円とさせていただきました。

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日としております。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準として中間配当をすることが出来る旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月12日 取締役会決議	334	25
2021年6月24日 定時株主総会決議	1,002	75



#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスについて、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーから信頼・支持され続ける企業であるために、迅速性、効率性、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化・充実に努める必要があると考えております。

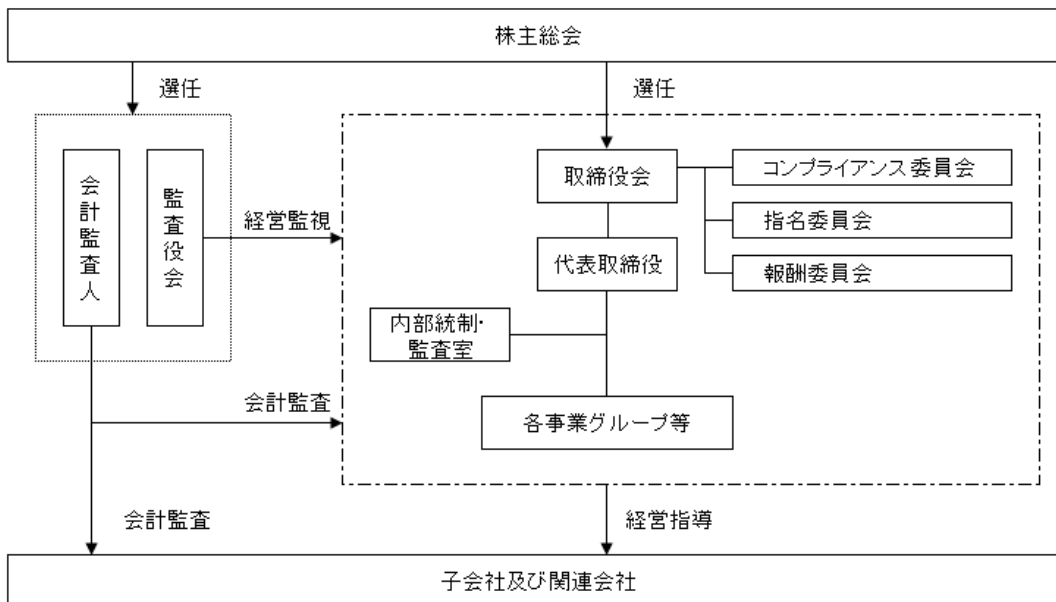
###### ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社制度を採用しており、2021年6月24日現在で、取締役9名、監査役3名を選任しております。「監査役会」は、会社法等諸法令や定款・諸規定等に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を行っております。「取締役会」は、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。毎月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略策定、業務監督等に対して迅速に対応しております。また、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成されるコンプライアンス委員会・指名委員会・報酬委員会を設置しております。「コンプライアンス委員会」は、グループ全体のコンプライアンスを統括し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。「指名委員会」及び「報酬委員会」は、役員を選解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。

機関ごとの構成員及び出席者は次のとおりであります。(◎は議長、委員長を表す。)

役職	氏名	取締役会	監査役会	コンプライア ンス委員会	指名 委員会	報酬 委員会
代表取締役社長 社長執行役員	松田 裕司	◎			○	○
取締役常務執行役員	関根 常夫	○				
取締役常務執行役員	柳川 勝彦	○				
取締役執行役員	渡邊 克宏	○				
取締役執行役員	毛利 豊寿	○				
取締役執行役員	大沼 裕之	○				
取締役執行役員	佐野 倫明	○				
社外取締役	金澤 恭子	○				
社外取締役	磯貝 明	○				
常勤監査役	河合 稔	○	◎			
社外監査役	上田 廣美	○	○	◎		○
社外監査役	長坂 隆	○	○			
社外弁護士 (補欠監査役)	神 洋明			○		
社外有識者	大倉 喜彦				◎	◎
社外弁護士	檜垣 直人			○		
社外有識者	中西 勝則				○	



#### ロ. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しておりますが、独立性の高い社外取締役を選任し取締役会を構成するとともに、監査役会においても独立性の高い社外監査役を選任するなどし、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されていると考えております。

また、法定の機関とは別に、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される、指名委員会、報酬委員会を設置しております。それぞれの委員会は、役員の選任・解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。加えて、半数以上が社外委員で構成されるグループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会を設置し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。以上を理由として、当社では現状のガバナンス体制を採用しております。

### ③企業統治に関するその他の事項

#### イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を定め、この方針に則り、業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスク管理に努めるとともに、経営環境の変化に際し、随時更新・維持・改善をしております。

当社は、内部監査を実施する内部統制・監査部門を設置しております。内部統制・監査部門は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を取締役会及び監査役会に報告することにより内部統制推進を図っております。

また、当社は、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、当社の組織及び体制に関する審議・承認を行い、重大なコンプライアンス違反(不詳事件を含む)が発生した場合の関連部門への調査の指示、調査報告の受理、再発防止策の審議、決定及び取締役会への報告を行っております。また、その他、重要なコンプライアンス上の課題の審議、承認及び取締役会への上程・報告を行っております。

なお、当社は金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、本基本方針のもと財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を作成することとしております。

#### ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社及び当社子会社に発生し得るリスクの防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへの対応等を「特種東海製紙グループリスク管理規程」に定め、「リスク管理委員会」を年1回開催し、リスクの抽出、確認、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っております。その他、災害時の様々な状況を想定した全社的な訓練を行い、また、緊急連絡網の整備や安否確認システムのテスト等を実施しております。

#### ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は「グループ会社管理規定」を定め、当社子会社が整備すべき管理体制および遵守すべき事項並びに当社子会社の管理に関する主要な事項について、各子会社に周知し、グループ管理体制を構築しております。また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告させ、当社子会社における業務執行状況、リスク管理状況を把握、管理しております。

## ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

### ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象とし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。また、当該契約の保険料は当社が全額を負担しております。

### ヘ. 取締役及び監査役の定数並びに取締役の資格制限

当社は、取締役を15名以内、監査役を4名以内とする旨を定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては、特に定款において定めはありません。

### ト. 取締役及び監査役の選任の決議要件

当社の取締役及び監査役は、株主総会によって選任され、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

### チ. 取締役の解任の決議要件

当社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

### リ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項及びその理由

#### a. 自己株式取得の決定

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することが出来る旨を定款で定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

#### b. 中間配当の決定

当社は、取締役会決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

### ヌ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性10名 女性2名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員	松田 裕司	1962年6月 10日生	1985年3月 特種製紙(株)入社 2006年3月 同 理事営業本部副本部長兼営業企画部長、特種紙商事(株) (現(株)T T トレーディング) 代表取締役社長 2009年6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長 2011年6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 2012年6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長 2014年6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長 2016年4月 同 代表取締役社長社長執行役員 (現職)	(注) 3	3,646
取締役 常務執行役員CFO 兼財務・IR本部長	関根 常夫	1956年11月 5日生	1979年4月 (株)三菱銀行入行 1994年10月 同 マドリッド支店長 1999年5月 (株)東京三菱銀行開発金融部次長 (航空機Gr担当) 2004年5月 同 欧州投資銀行部長 2006年12月 (株)三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイ ナンス部長 2009年5月 当社経営戦略室長付顧問 2009年6月 同 執行役員財務・IR室長 2010年6月 同 取締役財務・IR室長 2014年6月 同 取締役常務執行役員財務・IR室長 2017年7月 同 取締役常務執行役員財務・IR室長 (CFO) 2020年4月 同 取締役常務執行役員CFO兼財務・IR本部長 (現職)	(注) 3	2,100
取締役 常務執行役員 社長補佐特殊素材事業本 部長兼イノベーションセ ンター長	柳川 勝彦	1956年12月 8日生	1980年4月 三菱商事(株)入社 2012年4月 同 理事関西支社副支社長兼繊維原料資材部長 2013年4月 同 理事独国三菱商會社社長 2016年5月 当社 海外事業推進センター長付 2016年6月 同 取締役常務執行役員海外事業本部長 2017年7月 同 取締役常務執行役員新規事業推進室長兼海外事業本部長 2020年4月 同 取締役常務執行役員社長補佐特殊素材事業本部長兼イノベーションセンター長 (現職)	(注) 3	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 生活商品事業本部長	渡邊 克宏	1960年10月 6日生	1983年4月 キヤノン㈱入社 1999年4月 東海パルプ㈱入社 2010年6月 当社執行役員産業素材事業グループ島田工場長 兼原動部長 2013年7月 同 マネージングディレクター社長室経営企画 部長 2014年6月 同 取締役執行役員総合開発センター長 2016年4月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO 2017年7月 同 取締役執行役員生活商品カンパニーCOO 2018年6月 同 取締役執行役員生活商品カンパニーCEO (㈱トライフ代表取締役社長 (現職)) 2020年4月 同 取締役執行役員生活商品事業本部長 (現職)	(注) 3	800
取締役 執行役員 フィブリック事業本部長	毛利 豊寿	1966年6月 21日生	1991年3月 特種製紙㈱入社 2006年3月 同 理事特殊機能紙事業部長 2007年4月 同 執行役員生産本部三島工場長 2010年6月 当社執行役員総合開発センター研究開発本部長 兼基礎研究所長 2014年6月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長 2017年7月 同 取締役執行役員新規事業推進室長補佐兼 フィブリック事業本部長 2020年4月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長 (現職)	(注) 3	1,146
取締役 執行役員 特殊素材事業本部副事業 本部長兼コアビジネスセ ンター長	大沼 裕之	1965年2月 23日生	1987年3月 特種製紙㈱入社 2013年7月 当社特殊素材事業グループ営業本部長 2014年6月 同 執行役員特殊素材事業グループ営業本部長 2016年4月 同 執行役員特殊素材カンパニーCEO 2016年6月 同 取締役執行役員特殊素材カンパニーCEO 2020年4月 同 取締役執行役員特殊素材事業本部副事業本 部長兼コアビジネスセンター長 (現職)	(注) 3	673

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 産業素材事業本部長 兼資源再活用本部担当	佐野 倫明	1966年1月 31日生	1989年4月 大昭和製紙(株)入社 2004年12月 特種製紙(株)入社 2010年6月 当社執行役員特殊素材事業グループ三島工場長 2014年6月 同 執行役員社長室経営企画本部長 2015年6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長 2016年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーＣＯＯ兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業本部長 2016年10月 同 取締役執行役員経営企画管理室南アルプス事業本部長 新東海製紙(株)代表取締役社長 (現職) 2017年7月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーＣＥＯ兼社長室南アルプス事業本部長 2019年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーＣＥＯ 2020年4月 同 取締役執行役員産業素材事業本部長兼資源再活用本部担当 (現職)	(注) 3	300
取締役 (社外)	金澤 恭子	1965年10月 11日生	1989年4月 (株)富士総合研究所入社 2000年4月 弁護士登録 風間・畑法律事務所(現 畑法律事務所)入所(現職) 2017年6月 アサヒホールディングス(株)社外取締役(監査等委員) (現職) 2018年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 弁護士 アサヒホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)	(注) 3	100
取締役 (社外)	磯貝 明	1954年10月 19日生	1985年9月 The Institute of Paper Chemistry化学科博士 研究員 1986年9月 東京大学農学部採用 2003年5月 同 大学院農学生命科学研究科教授 2020年4月 同 特別教授 (現職) 2020年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 東京大学特別教授	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	河合 稔	1958年3月 10日生	1980年4月 東海パルプ(株)入社 2007年4月 同 財務部長 2009年6月 当社財務・IR室副室長 2013年7月 同 財務・IR室経理管理部長 2015年6月 同 監査室長兼内部統制室長 2016年4月 同 内部統制・監査室長 2019年5月 (公財)紙の博物館監事(非常勤)(現職) 2019年6月 当社常勤監査役(現職) (重要な兼職の状況) (公財)紙の博物館監事(非常勤)	(注) 4	700
監査役 (社外)	上田 廣美	1959年6月 28日生	1982年4月 日本ビクター(株)入社 1995年10月 リファインテック(株)入社 1999年4月 亜細亜大学法学部講師 駿河台大学法学部非常勤講師 2001年4月 亜細亜大学法学部助教授 2006年4月 同法学部教授(現職) 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師 2012年9月 エクス・マルセイユ大学客員教授 2015年6月 当社社外監査役(現職) (重要な兼職の状況) 亜細亜大学法学部教授	(注) 4	-
監査役 (社外)	長坂 隆	1957年1月 13日生	1979年4月 監査法人中央会計事務所入所 1981年6月 公認会計士登録 1998年7月 中央監査法人代表社員 2005年5月 中央青山監査法人監査部長 2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)常務理事 2010年8月 同 シニアパートナー 2019年6月 長坂隆公認会計士事務所代表(現職) (株)コンテック社外取締役(現職) 当社社外監査役(現職) 2020年1月 パーク24(株)社外取締役(現職) 2020年5月 イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 公認会計士 (株)コンテック社外取締役 パーク24(株)社外取締役 イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役	(注) 4	-
			計		10,065

- (注) 1 取締役金澤恭子氏及び磯貝明氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役上田廣美氏及び長坂隆氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2021年6月24日の定時株主総会の時から2022年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2019年6月26日の定時株主総会の時から2023年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。

5 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
鈴木 仁志	1962年 6月20日生	1981年4月 東海パルプ(株)入社 2015年6月 当社財務・IR室経理管理部長代理 2016年6月 同 財務・IR室経理管理部長 2020年4月 同 財務・IR本部経理管理部長 (現職)	(注) 2	600
檜垣 直人	1968年 12月11日生	2002年4月 弁護士 (現職) 2008年4月 檜垣総合法律事務所設立 (現職) 筑波大学法科大学院講師 (非常勤) (現職) [重要な兼職の状況] 弁護士	(注) 2	—

(注) 1 檜垣直人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

(ご参考)

当社は、事業を取り巻く経営環境の変化に適切かつ迅速に対応し、機動的かつスピーディーな業務執行を行うため、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離するとともに業務執行責任を明確にするため執行役員制度を導入しております。なお、取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

執行役員	影山 正樹	(株)駿河サービス工業社長、湘南商事(株)社長
執行役員	福井 里司	資源再活用本部長、(株)レックス社長
執行役員	尾崎 光明	(株)T Tトレーディング社長
執行役員	田中 浩之	総務人事本部長、総務部長
執行役員	田中 秀紀	品質保証本部長、産業・生活品質保証部長
執行役員	秋山 宏介	パッケージ企画本部長、(株)モルディア社長

## ② 社外役員の状況

イ. 員数、当社との人的・資金的関係又は取引その他の利害関係及び選任状況に関する当社の考え方

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

当社社外取締役である金澤恭子は、弁護士としての高度な知識と見識ならびに他の上場会社の社外役員を務めている経験を有し、独立した立場から当社取締役会の重要な意思決定場面で、その妥当性や適正性の監視やガバナンス体制の向上を促進する積極的な発言や提言を行っております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行しており、引き続き社外取締役として選任しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、畑法律事務所所属弁護士及びアサヒホールディングス(株)の社外取締役(監査等委員)を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外取締役である磯貝明は、大学でセルロースや紙に関連した研究開発に長きに渡って携わり、近年ではセルロースナノファイバー(CNF)の製法を確立し、その功績が世界中から注目され多くの権威ある賞を受賞しております。その蓄積された豊富な知識と経験から、当社研究開発への助言と研究者育成への貢献は勿論、取締役会においても自身の知見や経験に基づいた発言を期待しております。同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役として客観的な立場からの助言や指摘する能力は十分備えていると判断し、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。当社と同氏の間には人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、東京大学特別教授を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。



当社社外監査役である上田廣美は、大学における法学に関する研究活動をもとに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化に寄与していただけたと考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、亜細亜大学法学部教授を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

当社社外監査役である長坂隆は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として長年に渡り培ってきた会計に関する一切の専門的知識と豊富な経験とともに、監査法人においても監査部長や常務理事を務められた実績を有しており、当社の会計監査の質が一層厳格に進められることが期待できるものと考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、長坂隆公認会計士事務所代表及び㈱コンテック・パーク24㈱・イオンフィナンシャルサービス㈱の社外取締役を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

ロ. 当社の企業統治において果たす機能及び役割について

当社は、経営の監視・監督機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しております。

ハ. 選任における当社の独立性に関する基準又は方針の内容

当社の社外役員に関する独立性判断基準は、以下の基準に該当しないものといたします。

1. 現在または過去10年間において、当社および当社子会社（以下、当社グループ）の業務執行者であったもの
2. 当社の大株主である企業等（子会社は重要であるものに限る）に所属するものまたは業務執行者であるもの
3. 当社グループの主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
4. 当社グループを主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士であるもの
6. 当社グループから多額の寄付を受けているものまたは団体に所属する業務執行者であるもの
7. 当社グループの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族であるもの
8. 前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じる事由が生じるもの

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員及び部長格以上その他これらに準じる者をいう。  
2. 大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または団体をいう。  
3. 主要取引先とは、双方グループいずれかにおいて、過去3年間に連結売上高の2%以上の支払いが発生したものをいう。  
4. 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が過去3年間の平均で1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。  
5. 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付をいう。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は会計監査人、その他の監査役及び内部統制・監査室との間で意見交換を行う等、相互に連携を図って監査を実施するなど内部統制の推進に寄与しております。さらに、社外取締役及び社外監査役は、取締役会等においても適宜報告及び意見交換をしております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、3名であり、うち社外監査役が2名となります。常勤監査役河合稔は、経理財務及び内部監査部門において責任者を務める等により、会計や税務に関する豊富な知識と経験を有しており、当該業務を通じ幅広く当社グループの事業について把握していることから、常勤監査役としての職務を適切に遂行しております。また、社外監査役の知見内容等については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員状況 ② 社外役員状況」を参照ください。

当社監査役は、予め監査役会において定めた監査方針・監査計画等に従い、ガバナンス実施状況の監視、当社及び当社子会社の重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、決裁書類をはじめとした各種書類の閲覧及びヒアリングを行い、内部監査部門と連携し、効率的な監査を実施しております。具体的には、取締役会に出席して必要に応じて発言するとともに、重要な決裁書類等を閲覧して取締役や使用人に説明を求め、是正が必要な場合には助言を行う等です。また、社外監査役は独立した外部の視点からの監査を行っており、それぞれの立場から監査の実効性を高めております。

当事業年度において監査役会を原則月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
河合 稔	13	13
上田 廣美	13	13
長坂 隆	13	13

監査役会における主な検討事項は、監査方針・監査計画等の策定、会計監査人の報酬の同意及び再任の決定、子会社往査等での検出事項、新たな会計基準に関する留意事項、監査報告書の作成等であります。また、代表取締役との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施しております。

常勤監査役の活動としては、取締役会その他重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、子会社往査、内部統制システムの整備運用状況の監視・検証、会計監査人・内部監査部門との意見交換等を行っております。

#### ② 内部監査の状況

当社は、業務執行の適正性等を監査するため、社長直轄の内部統制・監査室（5名）を設置しております。内部統制・監査室は、予め取締役会で審議し策定した年間監査計画に基づき、当社及び当社子会社の業務執行の適正性・妥当性・効率性について監査し、評価と提言を行っております。また、内部監査結果は、社長及び監査役に報告するとともに、取締役会においても報告しております。

#### ③ 会計監査の状況

##### イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### ロ. 継続監査期間

14年間

##### ハ. 業務を執行した公認会計士

田中 敦  
芦川 弘

##### ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他8名であります。また、監査役会とも定期的に意見交換をすることでお互いを補完する関係を構築しております。

##### ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会社法第340条第1項に該当しないこと、会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けていないこと、その他、監査品質・品質管理・独立性・総合的能力との観点から監査を遂行するに十分であると判断されること等を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。

へ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、年5回、会計監査人と監査役との四半期レビュー等を兼ねたミーティングを行うほか、必要に応じて常勤監査役が会計監査人とミーティングを行うこと等により監査法人に対して評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	52	—	52	—
連結子会社	8	0	8	0
計	60	0	60	0

連結子会社における非監査業務の内容は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金の減免措置に関する手続きであります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMGネットワーク・ファーム) に属する組織に対する報酬 (イ. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	20	—	18
連結子会社	—	—	—	—
計	—	20	—	18

当社における非監査業務の内容は、税務サービスの提供及び海外における軽減税率を適用するための申請手続き・利益 (株式配当) による増資許可の代行申請サービス、財務・税務・環境デューデリジェンス業務等であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模、特性、監査日数等を勘案した上で定めております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人に対する報酬等について、会計監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積の算定内容を確認し、総合的な判断に基づき同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

###### イ. 決定に関する方針

- a. 役員の報酬等の額は、各々の担当職務と責任、業績への貢献等を反映し、株主総会で決議された報酬額の範囲の中で決定しています。役員の報酬等及び算定方法の決定に関する方針の決定にあたっては常設の取締役会諮問機関である任意の報酬委員会が役員報酬全般の水準や体系および個々の金額等の適切性について審議し、取締役報酬については報酬委員会が決定し、監査役報酬については監査役の協議により決定しています。
- b. 報酬委員会委員は取締役会決議により、社外取締役または社外監査役もしくは社外有識者を含み選任しています。現在は社外有識者が委員長を務め、社外監査役と代表取締役社長の3名で構成しています。
- c. 取締役の報酬は金銭報酬と株式報酬の構成となっていますが、その構成割合については定めておりません。
- d. 2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。取締役の報酬が継続的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションを活用した報酬体系としました。

###### ロ. 役員の報酬等に関する株主総会決議

- a. 取締役の報酬額は2009年6月23日開催の第2回定時株主総会において決議されています。金銭報酬は取締役員数15名に対して年額450百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)、但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしています。ストックオプションとしての新株予約権割当では年額75百万円以内(うち社外取締役3百万円以内)と決議されており、当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する事業年度に係る新株予約権の総数は450個(うち社外取締役12個)を上限としています。
- b. 監査役報酬額は金銭報酬が2007年2月21日開催の東海パルプ(株)および特種製紙(株)の株主総会で決議された株式移転計画におきまして、監査役員数4名に対し年額50百万円以内と決議されています。ストックオプションとしての新株予約権割当については2008年6月26日開催の第1回定時株主総会において年額10百万円以内と決議されており、当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する事業年度に係る新株予約権の総数は59個を上限としています。但し、2020年3月期以降は新株予約権の割当を行わず、金銭報酬のみとしています。

###### ハ. 取締役の報酬等

- a. 常勤取締役(業務執行取締役)の報酬は固定報酬としての基礎報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションより構成し、経営の監督機能を担う非常勤(社外)取締役の報酬は基礎報酬及び株式報酬型ストックオプションから構成しております。当社の役員報酬のうち、非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストックオプションであります。また、その構成割合については定めておりません。
- b. 基礎報酬は定額の報酬基準金額に、役位別(代表権の有無、社内・社外の別、役職)に定めた倍基準を乗じて月額報酬を算出しています。
- c. 業績連動報酬は業務執行取締役が当社グループ経営を推進していく上で、連結子会社のみならず持分法適用関連会社を含めて財務的な業績数値を全員が意識し、継続的な利益の確保の実現が企業基盤の強化と企業価値の向上を成し、持続可能性の源泉になるという理由から、業績連動報酬の指標として連結経常利益を選択しています。なお、当連結会計年度の連結経常利益は5,970百万円となりました。
- d. 業績連動報酬の額の決定方法については直近に終了した事業年度の連結経常利益の2%以内を年間業績連動報酬の総額としています。個別の報酬額は役位による倍基準と社長による個々の業績達成や貢献度の査定に基づき年間総額を業務執行取締役で按分後に月額を算出します。
- e. 報酬委員会では基礎報酬および業績連動報酬の算出結果について、公表されている役員報酬に関する統計資料も参照し、水準や個人査定 of 適切性等を客観的な視点から審議した上で決定しています。

###### ニ. 監査役報酬等

- a. 監査役金銭報酬は基礎報酬のみとなっています。
- b. 基礎報酬は基準金額に役割(社内外、常勤・非常勤)によって定めた倍基準を乗じて月額報酬を算出します。
- c. 報酬委員会では公表されている役員報酬に関する統計資料も参照し、報酬水準の適切性等を客観的な視点から審議し決議した後、監査役の協議により決定しています。

###### ホ. 株式報酬

- a. 当社の業績と株式価値との連動性を強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てています。

- b. 具体的な付与株式数は月額報酬の2倍の額に決算期末前3ヶ月間の平均株価で除して算出した株数を付与します。(単元未満切り捨て)
- c. 報酬委員会では、発行する新株予約権の総数および個別割当て数について、その適切性について審議し決議しています。
- d. ストックオプション制度の内容及び株価の推移につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」および「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 (2)提出会社の経営指標等」をご参照ください。

へ. 報酬委員会の活動状況

定時株主総会終了後以降、次期役員報酬等を審議するための定例会を開催し、必要に応じて臨時委員会を開催しています。当事業年度の役員報酬等の額の決定にあたり、2020年7月8日に開催しました。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

基礎報酬及び業績連動報酬については、取締役会から取締役の報酬における適切性及び透明性を確保するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者を含めて構成される報酬委員会に原案を諮問し、取締役の報酬全般についてその水準、体系及び個々の役員報酬額の適切性について審議され答申を受けた内容に従って、取締役会から委任を受けた代表取締役社長松田裕司が決定しております。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境等を踏まえ、総合的な評価を行えるものと判断したためであります。また、株式報酬型ストックオプションも同様に報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議しております。

以上の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	242	143	99	-	30	8
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	-	-	-	1
社外役員	29	26	2	-	2	5

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬30百万円です。

2. 社外役員に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬2百万円です。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」とし、当該企業との提携及び取引拡大並びに情報交換や用途開発等、総合的な保有メリットを図ることを主目的として保有する株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式においては、資本コストを勘案した上での保有メリットを定量的・定性的に分析するとともに、保有目的や取引状況、今後の発展性等を総合的に勘案し、保有を段階的に縮減させ必要最低限とすべく、定期的に年一回の取締役会において、全株式を個別に検証し保有方針を決定しております。なお、保有しないこととした株式については方法につき検討の上売却を進め、その進捗状況についても取締役会に報告致します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	28	1,544
非上場株式以外の株式	16	9,445

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	5,363
非上場株式以外の株式	3	3,659

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大王製紙(株)	1,935,500	3,871,000	提携関係の円滑な推進と強化を 目的として保有し、生活商品事 業におけるトイレットペーパー OEM供給を定量的・定性的に検 証(注)	有
	3,675	5,624		
(株)静岡銀行	1,316,000	1,316,000	財務関係取引の円滑な推進を目 的として保有し、主力行として の情報提供力及び資金調達にお ける優位性を定量的・定性的に 検証(注)	有
	1,144	864		
(株)トーモク	540,000	540,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、産業素材事 業における日本東海インダスト リアルペーパーサプライ(株)の重 要な取引先として定量的・定性 的に検証(注)	有
	997	824		
レンゴー(株)	942,000	1,884,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、産業素材事 業における日本東海インダスト リアルペーパーサプライ(株)の重 要な取引先として定量的・定性 的に検証(注)	有
	905	1,586		
大成建設(株)	132,500	132,500	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、土木・造園 工事事業における事業協力や情 報交換状況について定量的・定 性的に検証(注)	有
	565	437		
王子ホールディング ス(株)	750,075	750,075	提携関係の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業におけるコーター設備での OEM生産等を定量的・定性的に 検証(注)	有
	537	434		
大日本印刷(株)	148,000	148,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業における情報交換及び用途開 発状況を定量的・定性的に検証 (注)	有
	343	340		
平和紙業(株)	814,100	814,100	営業取引の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業における重要な取引先として 定量的・定性的に検証(注)	有
	332	329		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
昭和パックス(株)	130,000	130,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、産業素材事 業における日本東海インダスト リアルペーパーサプライ(株)の重 要な取引先として定量的・定性 的に検証 (注)	有
	241	229		
(株)ニッピ	50,000	50,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業を始めとする情報交換や新商 品開発検討を定量的・定性的に 検証 (注)	有
	189	164		
三菱製紙(株)	458,300	458,300	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業における安定資材調達先とし て定量的・定性的に検証 (注)	有
	173	161		
ダイナパック(株)	80,000	80,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、産業素材事 業における日本東海インダスト リアルペーパーサプライ(株)の重 要な取引先として定量的・定性 的に検証 (注)	無
	115	100		
中央紙器工業(株)	100,000	100,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、産業素材事 業における日本東海インダスト リアルペーパーサプライ(株)の重 要な取引先として定量的・定性 的に検証 (注)	有
	114	108		
凸版印刷(株)	50,000	50,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業における情報交換及び用途開 発状況を定量的・定性的に検証 (注)	無
	93	82		
イチカワ(株)	9,027	9,027	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業における安定資材調達先とし て定量的・定性的に検証 (注)	有
	12	12		



銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ニッポン高度紙工業 (株)	1,000	1,000	情報収集を目的に保有し、収集 情報にて検証 (注)	無
	3	0		
国際紙パルプ商事(株)	—	700,000	営業取引及び事業活動の円滑な 推進と強化を目的として保有 し、特殊素材事業における重要 な取引先、産業素材事業におけ る日本東海インダストリアルペ ーパーサプライ(株)の重要な取引 先として定量的・定性的に検証	無
	—	178		

(注) 当社は、資本コストを勘案した上での保有メリットを、保有目的や取引状況、今後の発展性を勘案し、定量的分析のみならず定性的分析を行い、保有方針を総合的に決定しております。従って、定量的な保有効果のみの開示は相応しくなく、加えて、定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難であり、保有の合理性を検証した方法について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当機構及び企業会計基準委員会等が開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,175	13,532
受取手形及び売掛金	25,109	24,428
商品及び製品	4,369	4,241
仕掛品	793	728
原材料及び貯蔵品	5,519	4,640
その他	1,256	921
貸倒引当金	△23	△15
流動資産合計	47,200	48,478
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	49,399	50,332
減価償却累計額	△32,053	△33,146
建物及び構築物（純額）	※1 17,346	※1 17,185
機械装置及び運搬具	158,863	160,135
減価償却累計額	△128,847	△131,081
機械装置及び運搬具（純額）	※1 30,015	※1 29,053
土地	※1 13,060	※1 12,134
建設仮勘定	2,271	1,425
その他	6,543	6,597
減価償却累計額	△5,397	△5,424
その他（純額）	1,145	1,172
有形固定資産合計	63,839	60,971
無形固定資産		
のれん	1,426	1,271
その他	350	416
無形固定資産合計	1,776	1,688
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 18,314	※3 15,593
繰延税金資産	565	553
その他	※3 1,001	※3 847
貸倒引当金	△41	△41
投資その他の資産合計	19,839	16,952
固定資産合計	85,455	79,612
資産合計	132,655	128,091

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,913	10,075
短期借入金	11,405	※1 6,445
1年内返済予定の長期借入金	※1 7,267	※1 4,156
1年内償還予定の社債	70	70
未払法人税等	474	1,160
賞与引当金	425	422
環境対策引当金	0	35
その他	8,166	8,492
流動負債合計	38,723	30,858
固定負債		
社債	※1 508	※1 420
長期借入金	※1 11,506	※1 13,728
繰延税金負債	1,253	725
役員退職慰労引当金	55	64
環境対策引当金	53	52
事業構造改善引当金	557	—
退職給付に係る負債	1,636	1,230
資産除去債務	621	658
その他	60	67
固定負債合計	16,254	16,946
負債合計	54,977	47,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金	12,698	11,030
利益剰余金	47,910	52,476
自己株式	△4,494	△5,000
株主資本合計	67,599	69,991
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,657	3,474
繰延ヘッジ損益	0	—
退職給付に係る調整累計額	△348	△37
その他の包括利益累計額合計	3,309	3,436
新株予約権	146	176
非支配株主持分	6,622	6,681
純資産合計	77,678	80,286
負債純資産合計	132,655	128,091

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	80,603	76,403
売上原価	※1, ※3 69,800	※1, ※3 65,315
売上総利益	10,803	11,087
販売費及び一般管理費	※2, ※3 7,933	※2, ※3 7,860
営業利益	2,870	3,227
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	388	336
受取賃貸料	109	127
受取保険金	125	76
持分法による投資利益	2,005	2,210
その他	340	312
営業外収益合計	2,971	3,064
営業外費用		
支払利息	187	197
支払手数料	170	68
その他	94	54
営業外費用合計	452	321
経常利益	5,389	5,970
特別利益		
固定資産売却益	※4 13	※4 27
投資有価証券売却益	—	※5 5,898
受取保険金	126	—
収用補償金	147	—
その他	—	37
特別利益合計	287	5,963
特別損失		
固定資産売却損	※6 3	※6 109
固定資産除却損	※7 465	※7 302
減損損失	—	※8 3,785
投資有価証券評価損	3	—
環境対策引当金繰入額	36	37
事業構造改善費用	575	—
特別退職金	55	—
その他	—	10
特別損失合計	1,140	4,246
税金等調整前当期純利益	4,536	7,688
法人税、住民税及び事業税	684	2,484
法人税等調整額	△64	△546
法人税等合計	619	1,937
当期純利益	3,916	5,750
非支配株主に帰属する当期純利益	221	156
親会社株主に帰属する当期純利益	3,694	5,594

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	3,916	5,750
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△732	△184
繰延ヘッジ損益	0	△0
退職給付に係る調整額	△81	310
持分法適用会社に対する持分相当額	1	3
その他の包括利益合計	※ △812	※ 128
包括利益	3,104	5,879
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,885	5,721
非支配株主に係る包括利益	219	158

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	12,706	45,256	△4,525	64,922
当期変動額					
剰余金の配当			△1,041		△1,041
親会社株主に帰属する当期純利益			3,694		3,694
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△8		32	24
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△8	2,653	31	2,676
当期末残高	11,485	12,698	47,910	△4,494	67,599

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,386	—	△266	4,119	148	6,522	75,713
当期変動額							
剰余金の配当							△1,041
親会社株主に帰属する当期純利益							3,694
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							24
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△728	0	△81	△809	△2	100	△711
当期変動額合計	△728	0	△81	△809	△2	100	1,964
当期末残高	3,657	0	△348	3,309	146	6,622	77,678

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	12,698	47,910	△4,494	67,599
当期変動額					
剰余金の配当			△1,028		△1,028
親会社株主に帰属する当期純利益			5,594		5,594
自己株式の取得				△2,176	△2,176
自己株式の処分		0		3	3
自己株式の消却		△1,667		1,667	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,667	4,565	△505	2,392
当期末残高	11,485	11,030	52,476	△5,000	69,991

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,657	0	△348	3,309	146	6,622	77,678
当期変動額							
剰余金の配当							△1,028
親会社株主に帰属する当期純利益							5,594
自己株式の取得							△2,176
自己株式の処分							3
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△183	△0	310	126	29	58	215
当期変動額合計	△183	△0	310	126	29	58	2,607
当期末残高	3,474	－	△37	3,436	176	6,681	80,286



## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,536	7,688
減価償却費	6,628	6,543
減損損失	—	3,785
のれん償却額	11	142
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△8
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	31	36
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	0	8
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△28	34
受取利息及び受取配当金	△389	△337
支払利息	187	197
持分法による投資損益 (△は益)	△2,005	△2,210
有形固定資産除却損	465	302
有形固定資産売却損益 (△は益)	△10	81
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△5,898
投資有価証券評価損益 (△は益)	3	—
受取保険金	△252	△76
事業構造改善費用	575	—
売上債権の増減額 (△は増加)	1,896	680
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△66	1,071
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,692	△837
未払消費税等の増減額 (△は減少)	386	17
その他	269	414
小計	10,548	11,636
利息及び配当金の受取額	1,208	1,732
利息の支払額	△191	△196
保険金の受取額	336	76
法人税等の支払額	△986	△1,895
法人税等の還付額	99	284
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,014	11,638

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△191	△324
定期預金の払戻による収入	156	256
有形固定資産の取得による支出	△6,166	△7,842
有形固定資産の除却による支出	△1,499	△468
有形固定資産の売却による収入	20	351
無形固定資産の取得による支出	△108	△158
国庫補助金等の受入による収入	389	—
投資有価証券の取得による支出	△1	△1
投資有価証券の売却による収入	—	9,127
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	※2 △2,160	—
その他	△36	△45
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△9,598</b>	<b>893</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	3,080	△4,960
長期借入れによる収入	4,620	7,349
長期借入金の返済による支出	△6,702	△8,239
社債の償還による支出	△70	△88
自己株式の売却による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△1	△2,177
配当金の支払額	△1,040	△1,028
非支配株主への配当金の支払額	△119	△99
その他	0	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△234</b>	<b>△9,242</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,181	3,289
現金及び現金同等物の期首残高	8,726	9,908
現金及び現金同等物の期末残高	※1 9,908	※1 13,197

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社名は、「第1.企業の概況、4.関係会社の状況」に記載しているため記載を省略しております。

当連結会計年度において特種メーテル㈱は㈱トライフに吸収合併されております。また十山㈱は特種東海製紙㈱より会社分割(新設分割)によって子会社となり、新たに連結の範囲に含めております。

#### (2) 非連結子会社の数 1社

湘南商事㈱

#### (3) 連結の範囲から除外した理由

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用関連会社の数 2社

主要な持分法適用関連会社の名称

大一コンテナ㈱、日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社(湘南商事㈱)及び関連会社3社(㈱タカオカ、㈱ダイヤ、(有)渡辺紙工)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社駿河サービス工業の決算日は2月28日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの…移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ…時価法

##### ③たな卸資産

主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

減価償却は以下の方法を採用しております。

機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～22年

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

- ③リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金  
 一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金  
 一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④環境対策引当金  
 当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。
- ⑤事業構造改善引当金  
 当社及び一部の連結子会社は工場における資産の更なるスリム化による資産効率改善及び固定費圧縮の観点から、事業構造再構築の施策として、設備の再配置に伴う撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法  
 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④小規模企業等における簡便法の採用  
 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
 繰延ヘッジ処理によっております。  
 なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- a ヘッジ手段  
 為替予約取引  
 ヘッジ対象  
 1年以内に決済が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務
- b ヘッジ手段  
 金利スワップ  
 ヘッジ対象  
 借入金の利息
- ③ヘッジ方針  
 当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法  
 当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定期的に償却しております。

- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

環境関連事業セグメントに属する(株)特種東海フォレストは、天候不順等による土木事業の工期遅延や観光事業の需要減等によって過去2期の営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候が認められません。このため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定を行いました。見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額1,334百万円（有形固定資産1,319百万円、無形固定資産15百万円）を上回ったことから、減損損失は計上していません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

また、当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、(株)特種東海フォレストが作成した2022年3月期の予算を基礎としており、特に土木事業に関する当該期以降の受注獲得の見込みは、公共事業の獲得が入札の結果や地方自治体による許認可の状況等に影響を受けるため、これらに係る(株)特種東海フォレストによる判断には不確実性が伴い、その判断が割引前キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 553百万円  
繰延税金負債 725百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 のれんの減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

連結貸借対照表において計上しているのれん1,271百万円は、2020年1月17日に(株)駿河サービス工業の支配を獲得した際に生じたものであります。同社の当連結会計年度の営業損益はプラスであり、また同社の中期事業計画を踏まえた翌連結会計年度以降の営業損益の見込みがプラスであるという理由から、のれんに減損の兆候は認められないと判断しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産又は資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産又は資産グループの金額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

(株)駿河サービス工業の中期事業計画には、需要や市況を反映した売上予測や費用見込みなどの計画が反映されておりますが、利用可能な企業内外の情報に照らして、これらの計画の見直しが必要と判断された場合には、翌連結会計年度以降の営業損益の見込みが継続してマイナスとなり、減損の兆候に該当する可能性があります。この場合、割引前将来キャッシュ・フローの見積額がのれんの帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2 「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響が翌連結会計年度中も依然として続くと仮定しており、特殊印刷用紙の需要回復は緩やかなものと見込んでいる一方、特殊機能紙等の需要回復は想定よりも早期化するものと見込んでおります。当該仮定のもと固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
建物及び構築物	4,968	(4,760)百万円	4,800	(4,800)百万円
機械装置及び運搬具	16,987	(16,987)	17,732	(17,732)
土地	2,357	(1,772)	2,272	(1,772)
計	24,312	(23,519)	24,805	(24,305)

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
短期借入金	—	(—)百万円	166	(—)百万円
1年内返済予定の長期 借入金	206	(110)	206	(110)
社債	200	(200)	200	(200)
長期借入金	3,713	(2,770)	3,198	(2,660)
計	4,119	(3,080)	3,770	(2,970)

( ) の金額 (内数) は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

2 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)
富士製紙協同組合	243百万円	富士製紙協同組合	249百万円
湘南商事株式会社	43百万円		

(注) 富士製紙協同組合への保証は、複数の保証人のいる連帯保証によるものであり、当社グループの負担となる金額を記載しております。

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券 (株)	3,638百万円	4,456百万円
その他 (出資金)	2	2
計	3,640	4,458

4 貸出コミットメント (借手側)

当社は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に起因する経済の不確実性が高まっている情勢に鑑み、当社資金運用の安定性を確保するため、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	—百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	—	3,000



## (連結損益計算書関係)

- ※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
223百万円	△190百万円

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
製品運送諸掛	1,503百万円	1,209百万円
給与手当	1,261	1,289
賞与引当金繰入額	109	111
退職給付費用	143	101
減価償却費	366	394
のれん償却額	11	142

- ※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1,014百万円	916百万円

- ※4 固定資産売却益は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	-百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	13	23
土地	-	2
その他	0	0
計	13	27

- ※5 投資有価証券売却益は次のとおりであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

主に日伯紙パルプ資源開発会社株式の売却によるものであります。

- ※6 固定資産売却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	-百万円
土地	3	109
計	3	109

※7 固定資産除却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	88百万円	17百万円
機械装置及び運搬具	66	50
撤去費その他	310	234
計	465	302

※8 減損損失は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」	1,936百万円
岐阜県岐阜市 (岐阜工場)	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、土地、 有形固定資産「その他」、 無形固定資産「その他」、 投資その他の資産「その他」	1,222百万円
静岡県駿東郡長泉町	社員寮	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具	48百万円
静岡県富士市	紙加工設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」、 無形固定資産「その他」	577百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

三島工場第二製造部加工は、継続して営業損益がマイナス、また、岐阜工場は、継続して営業損益がマイナスとなる見込みとなっており、減損の兆候が認められたため当連結会計年度において減損損失を認識するかどうかの判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として評価し、また、岐阜工場は正味売却価額により測定しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、三島工場第二製造部加工及び岐阜工場の中期事業計画を基礎としており、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により商業印刷、出版、パッケージ向けの需要が大幅に減少している中で、ファンシーペーパー等の特殊印刷用紙の販売が重要な割合を占め、その販売数量の傾向を織り込んでおります。

また、社員寮は、当連結会計年度において廃止の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物968百万円、機械装置及び運搬具2,248百万円、土地511百万円、有形固定資産「その他」45百万円、無形固定資産「その他」3百万円、投資その他の資産「その他」7百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値または不動産鑑定評価額に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△922百万円	1,651百万円
組替調整額	—	△1,946
税効果調整前	△922	△294
税効果額	190	109
その他有価証券評価差額金	△732	△184
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	0	△0
組替調整額	—	—
税効果調整前	0	△0
税効果額	△0	0
繰延ヘッジ損益	0	△0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△165	354
組替調整額	50	88
税効果調整前	△115	443
税効果額	34	△132
退職給付に係る調整額	△81	310
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1	3
その他の包括利益合計	△812	128

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	15,412,000	—	—	15,412,000
合計	15,412,000	—	—	15,412,000
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	1,533,383	433	11,154	1,522,662
合計	1,533,383	433	11,154	1,522,662

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加433株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少11,154株は、ストック・オプションの行使による減少11,100株及び単元未満株式の売渡しによる減少54株であります。

## 2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 146百万円

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	693	50.0	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	347	25.0	2019年9月30日	2019年12月5日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	694	利益剰余金	50.0	2020年3月31日	2020年6月29日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	15,412,000	—	512,000	14,900,000
合計	15,412,000	—	512,000	14,900,000
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	1,522,662	525,113	513,000	1,534,775
合計	1,522,662	525,113	513,000	1,534,775

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の減少512,000株は自己株式の消却によるものであります。また普通株式の自己株式の株式数の減少513,000株は、自己株式の消却による減少512,000株及びストック・オプションの行使による減少1,000株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加525,113株は、自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による増加524,700株及び単元未満株式の買取りによる増加413株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 176百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	694	50.0	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	334	25.0	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,002	利益剰余金	75.0	2021年3月31日	2021年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	10,175百万円	13,532百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△267	△335
現金及び現金同等物	9,908	13,197

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社駿河サービス工業を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	638百万円
固定資産	1,121
のれん	1,438
流動負債	△177
固定負債	△1,225
株式の取得価額	1,797
支払手数料	170
子会社買収に伴う借入金引受による支出	500
現金及び現金同等物	△307
差引:取得による支出	2,160

## (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨による買掛金支払額及び売掛金受取額の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理セッションが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金の支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社についても、当社の管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社の管理規程に準じて同様の管理を行っております。また、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結することにより、緊急の支払いにも対応可能な管理体制を整えております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち45.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,175	10,175	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,109	25,109	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,691	11,691	—
資産計	46,976	46,976	—
(1) 支払手形及び買掛金	10,913	10,913	—
(2) 短期借入金	11,405	11,405	—
(3) 社債	578	578	0
(4) 長期借入金	18,774	18,748	△25
負債計	41,670	41,645	△25

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	13,532	13,532	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,428	24,428	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,571	9,571	—
資産計	47,532	47,532	—
(1) 支払手形及び買掛金	10,075	10,075	—
(2) 短期借入金	6,445	6,445	—
(3) 社債	490	491	1
(4) 長期借入金	17,884	17,871	△12
負債計	34,895	34,883	△11



(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 社債、(4) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しており、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	6,572	5,996
投資事業有限責任組合	49	25

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,175	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,109	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	—	—	—
合計	35,284	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,532	—	—	—
受取手形及び売掛金	24,428	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	—	—	—
合計	37,961	—	—	—

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	11,405	—	—	—	—	—
社債	70	88	70	70	70	210
長期借入金	7,267	3,284	3,772	1,872	1,180	1,396
合計	18,742	3,372	3,842	1,942	1,250	1,606

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,445	—	—	—	—	—
社債	70	70	70	70	70	140
長期借入金	4,156	4,801	2,914	2,245	1,654	2,112
合計	10,671	4,871	2,984	2,315	1,724	2,252

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1)株式	10,606	5,365	5,241
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	10,606	5,365	5,241
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1)株式	1,084	1,258	△173
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	1,084	1,258	△173
合計	11,691	6,623	5,067

当連結会計年度 (2021年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1)株式	9,054	4,159	4,895
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	9,054	4,159	4,895
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1)株式	516	641	△124
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	516	641	△124
合計	9,571	4,800	4,770

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9,127	5,898	—

### 3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券の減損処理は金額的に重要性が乏しいため記載を省略しております。  
当連結会計年度において、有価証券について減損処理を行っておりません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

#### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### (1) 通貨関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	18	—	0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

該当事項はありません。

##### (2) 金利関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,685	2,286	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	4,252	4,252	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度並びに中小企業退職金共済制度等を設けております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務算定にあたり簡便法を採用しております。

また、当社は、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,058百万円	4,119百万円
勤務費用	199	201
利息費用	4	4
数理計算上の差異の発生額	△3	△24
退職給付の支払額	△139	△254
退職給付債務の期末残高	4,119	4,045

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	3,298百万円	3,208百万円
期待運用収益	65	64
数理計算上の差異の発生額	△168	329
事業主からの拠出額	153	150
退職給付の支払額	△139	△254
年金資産の期末残高	3,208	3,499

## (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	699百万円	726百万円
退職給付費用	155	141
退職給付の支払額	△120	△147
制度への拠出額	△37	△36
新規連結子会社の取得に伴う増加	28	—
退職給付に係る負債の期末残高	726	683

## (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,795百万円	4,612百万円
年金資産	△3,495	△3,750
	1,300	861
非積立型制度の退職給付債務	336	368
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,636	1,230
退職給付に係る負債	1,636	1,230
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,636	1,230

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

## (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	199百万円	201百万円
利息費用	4	4
期待運用収益	△65	△64
数理計算上の差異の費用処理額	62	102
過去勤務費用の費用処理額	△12	△13
簡便法で計算した退職給付費用	155	141
確定給付制度に係る退職給付費用	343	371

## (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	△12百万円	△13百万円
数理計算上の差異	△103	457
合計	△115	443

## (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	44百万円	30百万円
未認識数理計算上の差異	△541	△84
合計	△497	△53

## (8) 年金資産に関する事項

## ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	3%	3%
株式	29	36
一般勘定	68	61
その他	0	0
合計	100	100

## ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	4.9%	4.9%

## 3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度207百万円、当連結会計年度206百万円であります。

（ストック・オプション等関係）

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費	22	33

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 14,600株	普通株式 20,900株	普通株式 19,200株	普通株式 14,700株
付与日	2010年8月10日	2011年8月10日	2012年8月10日	2013年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2010年8月11 日 至 2030年8月 10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2011年8月11 日 至 2031年8月 10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2012年8月11 日 至 2032年8月 10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2013年8月13 日 至 2033年8月 12日)

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 16,200株	普通株式 13,400株	普通株式 9,100株	普通株式 7,700株
付与日	2014年8月12日	2015年9月15日	2016年8月10日	2017年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2014年8月13 日 至 2034年8月 12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2015年9月16 日 至 2035年9月 15日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2016年8月12 日 至 2036年8月 11日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2017年8月14 日 至 2037年8月 13日)

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 10名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 7,100株	普通株式 7,000株	普通株式 7,700株
付与日	2018年8月10日	2019年8月9日	2020年8月13日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2018年8月13 日 至 2038年8月 12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2019年8月13 日 至 2039年8月 12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2020年8月14 日 至 2040年8月 13日)

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しております。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,000	3,600	4,100	3,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	2,000	3,600	4,100	3,600

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	6,400	5,300	7,400	6,300
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	300	200
失効	—	—	—	—
未行使残	6,400	5,300	7,100	6,100

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	7,700
失効	—	—	—
権利確定	—	—	7,700
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	6,500	7,000	—
権利確定	—	—	7,700
権利行使	200	300	—
失効	—	—	—
未行使残	6,300	6,700	7,700

(注)2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,850	1,150	1,720	1,720

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	4,665	4,665
付与日における公正な評価単価 (円)	1,910	3,000	3,280	3,959

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	4,665	4,665	—
付与日における公正な評価単価 (円)	4,036	3,171	4,340

(注) 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しているため、当該株式併合後の単価に換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積もり方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	2020年ストック・オプション
株価変動性（注） 1	23.381%
予想残存期間（注） 2	6.385年
予想配当（注） 3	50.0円/株
無リスク利率（注） 4	△0.081%

（注） 1 予想残存期間に対応する付与日までの直近期間の株価実績に基づき算定しております。

2 過去の役員の在任期間データと、付与対象者の就任日から割当日までの経過年数から、割当日以降の残存勤務年数を見積り、予想残存期間としております。

3 付与日時点における2021年3月期の配当予想によっております。

4 予想残存期間に対応した期間の国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	327百万円	336百万円
減損損失	263	1,304
税務上の繰越欠損金	117	39
退職給付に係る負債	524	401
投資有価証券評価損	148	148
減価償却超過	325	285
固定資産未実現利益	377	351
役員退職慰労引当金	18	20
環境対策引当金	1	12
資産除去債務	197	199
事業構造改善引当金	273	—
その他	454	712
繰延税金資産小計	3,030	3,813
評価性引当額	△1,197	△1,654
繰延税金資産合計	1,832	2,158
繰延税金負債との相殺	△1,266	△1,605
繰延税金資産純額	565	553
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	959	851
その他有価証券評価差額金	1,483	1,432
その他	77	46
繰延税金負債合計	2,519	2,331
繰延税金資産との相殺	△1,266	△1,605
繰延税金負債純額	1,253	725

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.0%	30.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9	△3.4
住民税均等割	0.7	0.4
評価性引当額の増減	△3.5	6.0
試験研究費等税額控除	△1.3	△0.6
持分法投資損益	△13.3	△8.6
のれん償却額	0.1	0.6
子会社株式取得関連費用	1.1	—
その他	0.4	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.7	25.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として工場配管に含まれるアスベストを法的手順に則した処分方法で廃棄する義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として12年と見積っております。なお、当該主要な設備については、既に使用見込期間を経過していることから、割引計算を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	629 百万円	655 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3	55
時の経過による調整額	0	0
資産除去債務の履行による減少額	△2	△38
その他増減額 (△は減少)	23	△15
期末残高	655	658

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う単位となっているものであります。

当社グループは、主に紙の生産・加工・販売に関する事業を行っており、取り扱う紙製品の種類ごとに包括的な事業戦略を立案出来るように、事業部制を採用し、委譲された権限の下、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、当該事業部を基礎とした製品の種類の事業セグメントから構成されており、「産業素材事業」、「特殊素材事業」、「生活商品事業」を報告セグメントとしております。また製紙以外の事業領域については「環境関連事業」を報告セグメントとしております。

「産業素材事業」は、主に段ボール・包装用紙などの原紙生産・加工・販売等及び売電事業を行っており、「特殊素材事業」は、特殊印刷用紙・特殊機能紙などの生産・加工・販売等を行っており、「生活商品事業」は、ペーパータオル・トイレットペーパーなどの生産・加工・販売等を行っております。「環境関連事業」は、当社保有の南アルプス社有林の有効活用を目的とした自然環境活用事業、当社サプライチェーンを起点としたリサイクルビジネスの拡大を目的とした資源再活用事業を行っております。

(報告セグメントの変更等に関する情報)

当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績をより適切に反映させるため、全社費用の配分基準を見直し、事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更を行っております。また従来「その他」としていた「環境関連事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の利益又は損失の算定方法により作成し、また変更後の報告セグメントの区分に基づいて作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

また、セグメント間の内部振替高は、主に市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2、3
売上高							
外部顧客への 売上高	37,226	21,168	17,575	4,633	80,603	—	80,603
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,933	742	285	2,126	5,087	△5,087	—
計	39,159	21,911	17,860	6,759	85,691	△5,087	80,603
セグメント利益	1,209	1,118	528	120	2,976	△106	2,870
セグメント資産	53,590	48,875	18,495	9,046	130,007	2,647	132,655
その他の項目							
減価償却費	3,412	1,891	1,018	212	6,535	93	6,628
のれんの償却額	—	—	—	11	11	—	11
減損損失	—	—	—	—	—	—	—
持分法適用会社 への投資額	3,535	—	—	—	3,535	—	3,535
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	2,632	1,627	1,358	1,559	7,178	24	7,203

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2、3
売上高							
外部顧客への 売上高	35,196	18,151	16,379	6,676	76,403	—	76,403
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,934	595	205	2,097	4,831	△4,831	—
計	37,130	18,746	16,584	8,773	81,234	△4,831	76,403
セグメント利益	1,177	1,302	833	70	3,384	△156	3,227
セグメント資産	55,235	45,167	18,135	9,756	128,295	△204	128,091
その他の項目							
減価償却費	3,110	1,827	1,051	460	6,448	94	6,543
のれんの償却額	—	—	—	142	142	—	142
減損損失	—	3,208	577	—	3,785	—	3,785
持分法適用会社 への投資額	4,353	—	—	—	4,353	—	4,353
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	4,286	1,443	1,370	1,185	8,285	60	8,346

(注) 1 調整額の内容は以下のとおりです。

①セグメント利益 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	△93	△94
全社費用	△185	△189
セグメント間取引消去等	172	127
合計	△106	△156

②セグメント資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	84,456	86,068
セグメント間債権債務消去等	△81,808	△86,272
合計	2,647	△204

※特種東海製紙(株)での本社管轄部門の資産(社内管理会計勘定を含む)であります。

③有形固定資産及び無形固定資産の増加額 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	24	60
合計	24	60

※特種東海製紙(株)での本社管轄部門の設備投資額であります。

- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 当社の一般管理費の中で、各事業セグメントに対して共通にかかる費用については、社内配賦基準によって各事業セグメントへ配賦しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社	31,301	産業素材事業



当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社	29,705	産業素材事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(のれん)

(単位：百万円)

	産業素材事業	特殊素材事業	生活商品事業	環境関連事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	11	—	11
当期末残高	—	—	—	1,426	—	1,426

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(のれん)

(単位：百万円)

	産業素材事業	特殊素材事業	生活商品事業	環境関連事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	142	—	142
当期末残高	—	—	—	1,271	—	1,271

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本東海 インダストリアルペーパー サプライ㈱	東京都 千代田区	350	紙製品等の 販売	(所有) 直接 35.0	紙製品等の販 売	紙製品等の 販売	31,301	売掛金	11,372

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本東海 インダストリアルペーパー サプライ㈱	東京都 千代田区	350	紙製品等の 販売	(所有) 直接 35.0	紙製品等の販 売	紙製品等の 販売	29,705	売掛金	11,206

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、重要な関連会社は日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本東海インダストリアルペーパー サプライ㈱	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	50,970	53,996
固定資産合計	673	583
流動負債合計	41,529	42,181
固定負債合計	—	—
純資産合計	10,114	12,397
売上高	120,753	123,132
税引前当期純利益金額	8,248	9,060
当期純利益金額	5,696	6,269

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	5,105.28円	5,493.99円
1株当たり当期純利益	266.07円	416.30円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	265.07円	414.57円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,694	5,594
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,694	5,594
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,886	13,438
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	52	56
(うち新株予約権(千株))	(52)	(56)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
特種東海製紙㈱	第1回無担保社債 (私募債)	2018. 2. 28	560 (70)	490 (70)	0.45	なし	2028. 2. 29
駿河サービス工業㈱	その他社債	—	18 (—)	— (—)	—	—	—
合計	—	—	578 (70)	490 (70)	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
70	70	70	70	70

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	11,405	6,445	0.6	—
1年内返済予定の長期借入金	7,267	4,156	0.6	—
1年内返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	11,506	13,728	0.6	2022年～2029年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	30,179	24,329	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金（百万円）	4,801	2,914	2,245	1,654

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	17,854	36,663	56,455	76,403
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	3,094	3,862	9,628	7,688
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	2,434	3,057	7,416	5,594
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	178.20	226.28	550.89	416.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	178.20	45.85	321.66	△134.90

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,194	4,422
受取手形	494	449
売掛金	※2 7,498	※2 7,075
商品及び製品	2,736	2,426
仕掛品	173	138
原材料及び貯蔵品	2,956	2,158
前払費用	98	81
関係会社短期貸付金	7,797	11,700
未収入金	※2 534	※2 300
その他	134	74
貸倒引当金	△16	△19
流動資産合計	24,602	28,806
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 5,424	※1 4,500
構築物	※1 762	※1 816
機械及び装置	※1 7,997	※1 5,426
車両運搬具	8	7
工具、器具及び備品	213	196
土地	※1 7,615	※1 7,093
山林	628	—
建設仮勘定	754	344
有形固定資産合計	23,405	18,384
無形固定資産		
借地権	24	24
ソフトウェア	83	85
その他	34	26
無形固定資産合計	142	136
投資その他の資産		
投資有価証券	14,445	10,990
関係会社株式	14,136	14,562
長期前払費用	64	10
その他	388	383
貸倒引当金	△41	△41
投資その他の資産合計	28,993	25,905
固定資産合計	52,541	44,427
資産合計	77,143	73,233

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	※2 1,810	※2 1,275
短期借入金	9,700	5,200
1年内返済予定の長期借入金	224	224
1年内償還予定の社債	70	70
未払金	※2 491	222
未払費用	※2 892	※2 841
未払法人税等	89	953
預り金	※2 842	※2 841
その他	※2 187	※2 455
流動負債合計	14,307	10,083
固定負債		
社債	※1 490	※1 420
長期借入金	※1 767	※1 543
長期末払金	57	64
長期預り金	3	3
繰延税金負債	1,147	448
退職給付引当金	413	492
環境対策引当金	48	47
事業構造改善引当金	160	—
資産除去債務	158	204
固定負債合計	3,245	2,224
負債合計	17,553	12,308
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金		
資本準備金	3,985	3,985
その他資本剰余金	35,724	34,057
資本剰余金合計	39,710	38,042
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	272	220
特定災害防止準備金	19	20
繰越利益剰余金	8,816	12,538
利益剰余金合計	9,108	12,779
自己株式	△4,494	△5,000
株主資本合計	55,808	57,306
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,634	3,442
繰延ヘッジ損益	0	—
評価・換算差額等合計	3,634	3,442
新株予約権	146	176
純資産合計	59,590	60,925
負債純資産合計	77,143	73,233



## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 23,190	※1 19,920
売上原価	※1 17,971	※1 15,187
売上総利益	5,218	4,732
販売費及び一般管理費	※2 4,329	※2 3,768
営業利益	889	963
営業外収益		
受取利息	※1 41	※1 61
受取配当金	※1 1,633	※1 2,073
受取賃貸料	※1 238	※1 176
業務受託手数料	※1 251	※1 372
その他	118	※1 72
営業外収益合計	2,284	2,757
営業外費用		
支払利息	※1 55	※1 77
賃貸費用	63	68
その他	31	14
営業外費用合計	150	159
経常利益	3,022	3,560
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 6
受取保険金	9	—
投資有価証券売却益	—	※4 5,889
収用補償金	147	—
その他	—	11
特別利益合計	156	5,907
特別損失		
固定資産売却損	※5 3	※5 15
固定資産除却損	※6 254	※6 50
投資有価証券評価損	3	—
事業構造改善費用	575	—
減損損失	—	※7 3,208
その他	0	—
特別損失合計	837	3,273
税引前当期純利益	2,341	6,194
法人税、住民税及び事業税	140	2,082
法人税等調整額	△22	△587
法人税等合計	118	1,494
当期純利益	2,223	4,699

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	35,733	39,718	330	16	7,578	7,926	△4,525	54,604
当期変動額										
剰余金の配当							△1,041	△1,041		△1,041
当期純利益							2,223	2,223		2,223
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			△8	△8					32	24
自己株式の消却										—
固定資産圧縮積立金の取崩					△58		58	—		—
特定災害防止準備金の積立						2	△2	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△8	△8	△58	2	1,238	1,181	31	1,204
当期末残高	11,485	3,985	35,724	39,710	272	19	8,816	9,108	△4,494	55,808

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,355	—	4,355	148	59,108
当期変動額					
剰余金の配当					△1,041
当期純利益					2,223
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					24
自己株式の消却					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特定災害防止準備金の積立					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△721	0	△721	△2	△723
当期変動額合計	△721	0	△721	△2	481
当期末残高	3,634	0	3,634	146	59,590

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	35,724	39,710	272	19	8,816	9,108	△4,494	55,808
当期変動額										
剰余金の配当							△1,028	△1,028		△1,028
当期純利益							4,699	4,699		4,699
自己株式の取得									△2,176	△2,176
自己株式の処分			0	0					3	3
自己株式の消却			△1,667	△1,667					1,667	－
固定資産圧縮積立金の取崩					△52		52	－		－
特定災害防止準備金の積立						1	△1	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△1,667	△1,667	△52	1	3,721	3,671	△505	1,497
当期末残高	11,485	3,985	34,057	38,042	220	20	12,538	12,779	△5,000	57,306

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,634	0	3,634	146	59,590
当期変動額					
剰余金の配当					△1,028
当期純利益					4,699
自己株式の取得					△2,176
自己株式の処分					3
自己株式の消却					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
特定災害防止準備金の積立					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△192	△0	△192	29	△162
当期変動額合計	△192	△0	△192	29	1,335
当期末残高	3,442	－	3,442	176	60,925

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

- ・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの…移動平均法による原価法

#### 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### 4 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～22年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (4) 長期前払費用

定額法

#### 5 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により費用処理しております。

##### (3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。

##### (4) 事業構造改善引当金

工場における資産の更なるスリム化による資産効率改善及び固定費圧縮の観点から、事業構造再構築の施策として、設備の再配置に伴う撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。

## 6 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に購入が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務

#### b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (重要な会計上の見積り)

### 1 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 448百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式である(株)駿河サービス工業株式 1,967百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

(株)駿河サービス工業への投資は、2020年1月17日に同社との協働により事業領域の更なる拡大、リソースの相互活用、並びにグループ内で発生する廃棄物の再資源化等が図られることを見込んで実施したものであり、同社の実質価額を上回る額で投資を行っておりますが、将来の事業計画に基づいて実質価額の回復が十分に裏付けられていると判断しております。また、実質価額の回復可能性の見積りは、同社の事業計画を基礎として行っておりますが、需要や市況を反映した売上予測や費用見込みなどその前提には高い不確実性を伴い、これらの判断が実質価額の回復可能性の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度中も依然として続くとして仮定しており、特殊印刷用紙の需要回復は緩やかなものと見込んでいる一方、特殊機能紙等の需要回復は想定よりも早期化するものと見込んでおります。当該仮定のもと固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
建物	32	(32)百万円	36	(36)百万円
構築物	141	(141)	303	(303)
機械及び装置	993	(993)	934	(934)
土地	93	(93)	93	(93)
計	1,260	(1,260)	1,368	(1,368)

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
社債	200	(200)百万円	200	(200)百万円
長期借入金	200	(200)	200	(200)
計	400	(400)	400	(400)

( )の金額(内数)は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

※2 関係会社に対する資産及び負債(区分表示したものを除く)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	3,487百万円	3,945百万円
短期金銭債務	1,562	1,512

3 貸出コミットメント(借手側)

当社は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に起因する経済の不確実性が高まっている情勢に鑑み、当社資金運用の安定性を確保するため、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。会計年度末における貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	－百万円	3,000百万円
借入実行残高	－	－
差引額	－	3,000

## (損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	9,164百万円	9,016百万円
仕入高	2,172	1,954
営業取引以外の取引高	1,733	2,264

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度78%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
製品運送諸掛	680百万円	588百万円
販売手数料	12	8
販売諸掛	38	30
給料手当	521	500
退職給付費用	96	53
支払地代家賃	236	235
減価償却費	191	152
研究開発費	888	639

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	-百万円	3百万円
土地	-	2
計	-	6

※4 投資有価証券売却益は次のとおりであります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

主に日伯紙パルプ資源開発会社株式の売却によるものであります。

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
土地	3百万円	15百万円
計	3	15

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	43百万円	6百万円
構築物	18	0
機械及び装置	18	14
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
山林及び植林	0	-
撤去費その他	173	28
計	254	50

※7 減損損失は次のとおりであります。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物、構築物、機械及び装置、 車両運搬具、工具、器具及び備品	1,936百万円
岐阜県岐阜市 (岐阜工場)	紙製造設備	建物、構築物、機械及び装置、 車両運搬具、工具、器具及び備品、 土地、無形固定資産「その他」、 投資その他の資産「その他」	1,222百万円
静岡県駿東郡長泉町	社員寮	建物、機械及び装置	48百万円

当社は主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

三島工場第二製造部加工は、継続して営業損益がマイナス、また、岐阜工場は、継続して営業損益がマイナスとなる見込みとなっており、減損の兆候が認められたため当事業年度において減損損失を認識するかどうかの判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として評価し、また、岐阜工場は正味売却価額により測定しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、三島工場第二製造部加工及び岐阜工場の中期事業計画を基礎としており、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により商業印刷、出版、パッケージ向けの需要が大幅に減少している中で、ファンシーペーパー等の特殊印刷用紙の販売が重要な割合を占め、その販売数量の傾向を織り込んでおります。

また社員寮は、当事業年度において廃止の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物747百万円、構築物13百万円、機械及び装置1,901百万円、車両運搬具4百万円、工具、器具及び備品20百万円、土地511百万円、無形固定資産「その他」0百万円、投資その他の資産「その他」7百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値または不動産鑑定評価額に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13,820百万円、関連会社株式741百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13,394百万円、関連会社株式741百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。



## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	122百万円	126百万円
減損損失	32	980
退職給付引当金	141	167
投資有価証券評価損	147	147
関係会社株式評価損	600	600
減価償却超過	288	280
環境対策引当金	0	—
株式報酬費用	44	53
資産除去債務	44	61
事業構造改善引当金	48	—
その他	2,439	2,545
繰延税金資産小計	3,908	4,962
評価性引当額	△3,366	△3,809
繰延税金資産合計	542	1,152
繰延税金負債との相殺	△542	△1,152
繰延税金資産純額	—	—
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	228	205
その他有価証券評価差額金	1,430	1,367
その他	30	28
繰延税金負債合計	1,689	1,601
繰延税金資産との相殺	△542	△1,152
繰延税金負債純額	1,147	448

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.0%	30.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△17.8	△12.7
住民税均等割	0.5	0.2
評価性引当額の増減	△5.7	7.1
試験研究費等税額控除	△2.2	△0.6
その他	△0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.1	24.1

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	5,424	251	870 (747)	305	4,500	11,377
	構築物	762	201	85 (13)	61	816	2,313
	機械及び装置	7,997	781	1,915 (1,901)	1,437	5,426	35,089
	車両運搬具	8	11	5 (4)	6	7	192
	工具、器具及び備品	213	79	21 (20)	76	196	2,638
	土地	7,615	17	540 (511)	—	7,093	—
	山林	628	—	628	—	—	—
	建設仮勘定	754	1,641	2,051	—	344	—
	計	23,405	2,985	6,118 (3,199)	1,886	18,384	51,612
無形 固定資産	借地権	24	—	—	—	24	—
	ソフトウェア	83	26	—	24	85	332
	その他	34	0	6 (0)	2	26	115
	計	142	27	6 (0)	27	136	448

(注) 1 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失の計上額であります。

2 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

構築物	増加額	水槽制水門巻上装置更新	141
機械及び装置	増加額	パルプ自動倉庫出庫レーン更新	175
建設仮勘定	増加額	物流センターラック倉庫更新	142
建物	減少額	三島工場第二製造部加工減損損失	450
建物	減少額	岐阜工場減損損失	249
機械及び装置	減少額	三島工場第二製造部加工減損損失	1,464
機械及び装置	減少額	岐阜工場減損損失	436
土地	減少額	岐阜工場減損損失	511
山林	減少額	十山(株)への分割	628
建設仮勘定	減少額	十山(株)への分割	604

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	57	19	16	60
環境対策引当金	48	—	0	47
事業構造改善引当金	160	—	160	—

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 電子公告掲載URL <a href="https://www.tt-paper.co.jp">https://www.tt-paper.co.jp</a> ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	(注) 2

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

(注) 2. 株主に対する特典は、次のとおりであります。

割当基準日	保有期間(注) 3	保有株式数	優待内容
毎年3月末日	3年未満	100株以上300株未満	図書カード (1,000円)
		300株以上	選択制 1. トイレットペーパー (@12ロール×8パック) 2. タウパー・ポップペーパー (Mサイズ@200枚×12個)
	3年以上	100株以上300株未満	選択制 1. 高級トイレットペーパー (@6ロール×8パック) 2. タウパー・ポップペーパー (Mサイズ@200枚×18個)
		300株以上	選択制 1. 高級トイレットペーパー (@6ロール×8パック) 2. タウパー・ポップペーパー (Mサイズ@200枚×18個)

(注) 3. 3年以上の保有期間とは、直近の3月31日を基準として遡り、同じ株主番号で3月末および9月末時点の当社株主名簿に、7回以上連続で記載または記録されていることとします。なお、相続やお預けの証券会社を変更した場合などにより株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日より起算いたします。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第13期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第14期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出

（第14期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月12日関東財務局長に提出

（第14期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

2020年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年11月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2021年4月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 CFO 兼 財務・IR本部長 関根 常夫
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 社長執行役員 松田裕司及び取締役 常務執行役員 CFO 兼 財務・IR本部長 関根常夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社6社・持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している3事業拠点に加えて、質的影響等を考慮した1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 敦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 印

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社特種東海フォレストの固定資産に関する減損損失認識の要否判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>特種東海製紙株式会社の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産60,971百万円及び無形固定資産1,688百万円が計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り) 1 固定資産の減損損失の認識の要否」に記載されているとおり、このうち1,334百万円は環境関連事業セグメントに属する連結子会社の株式会社特種東海フォレストに関する固定資産であり、連結総資産の1%を占めている。</p> <p>減損の兆候があると認められる場合には資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>株式会社特種東海フォレストは、天候不順等による土木事業の工期遅延や観光事業の需要減等によって過去2期の営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候が認められる。このため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断されている。当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、株式会社特種東海フォレストが作成した2022年3月期の予算を基礎としており、特に土木事業に関する当該期以降の受注獲得の見込みは、公共事業の獲得が入札の結果や地方自治体による許認可の状況等の影響を受ける。このため、これらに係る株式会社特種東海フォレストによる判断には不確実性が伴い、その判断が割引前将来キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社特種東海フォレストの固定資産の減損損失認識の要否判定の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社特種東海フォレストの固定資産に関する減損損失認識の要否判定の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>減損損失認識の要否判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。この評価にあたっては、特に割引前将来キャッシュ・フローが予算と整合しない不合理な仮定が採用されることを防止又は発見する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関する合理性の評価</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる株式会社特種東海フォレストが作成した予算の合理性を評価するため、その根拠について株式会社特種東海フォレストの責任者に質問をするとともに、主要な仮定に関して感応度分析を実施した結果も踏まえ、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●過去の予算と実績値を比較し株式会社特種東海フォレストによる見積りの精度を評価するとともに、差異の原因となった事象が将来の予算に及ぼす影響について検討した。</li> <li>●土木事業における受注獲得の見込みについて次の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注獲得の見込みを営業責任者に質問した。</li> <li>・過去の同一顧客に対する提案の採用実績に照らして、受注獲得の見込みの合理性を評価した。</li> <li>・工事に関連する有識者会議の議事録等を閲覧し、新規受注の獲得見込みとの整合性を確認した。</li> <li>・予算化された工事のうち、受注が確定した案件については、その内容を顧客からの注文書等と照合し、受注見込みの確度を検討した。</li> </ul> </li> </ul>

三島工場第二製造部加工及び岐阜工場に関する固定資産の減損損失の測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>特種東海製紙株式会社の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結損益計算書において、減損損失3,785百万円が計上されている。注記事項「(連結損益計算書関係) ※8 減損損失」に記載されているとおり、これには特殊素材事業セグメントに属する三島工場第二製造部加工及び岐阜工場の固定資産に関する減損損失3,159百万円が含まれている。</p> <p>減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識される。</p> <p>三島工場第二製造部加工は、継続して営業損益がマイナス、また、岐阜工場は、継続して営業損益がマイナスとなる見込みとなっており、減損の兆候が認められたため当連結会計年度において減損損失を認識するかどうかの判定が行われ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。三島工場第二製造部加工は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として評価し、また、岐阜工場は正味売却価額により測定している。</p> <p>使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した三島工場第二製造部加工及び岐阜工場の中期事業計画を基礎としており、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により商業印刷、出版、パッケージ向けの需要が大幅に減少している中で、ファンシーペーパー等の特殊印刷用紙の販売が重要な割合を占め、その販売数量の傾向に関し経営者による仮定が採用されている。この仮定による将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性が存在し、減損損失として計上すべき金額の測定に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、三島工場第二製造部加工及び岐阜工場に関する固定資産の減損損失の測定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、三島工場第二製造部加工及び岐阜工場に関する固定資産の減損損失の測定の合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>固定資産の減損損失の測定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に将来キャッシュ・フローの見積りが中期事業計画と整合しない不合理な仮定が採用されることを防止又は発見する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りに関する合理性の評価</p> <p>減損損失の測定に関連する将来キャッシュ・フローの見積りについて、その基礎となる特殊印刷用紙事業の中期事業計画における主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠を特殊印刷用紙事業の責任者に質問するとともに、主要な仮定に関して感応度分析を実施した結果も踏まえ、以下の手続を実施した。</p> <p>●ファンシーペーパー等の販売数量に関する仮定について、次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等について経営者に質問するとともに、将来の販売数量との整合性を評価した。</li> <li>年度別の販売数量について、受注確度を営業責任者に対して質問するとともに、顧客との交渉状況等の関連資料を閲覧し、その整合性を検討した。</li> <li>過去の実績の推移を分析し、将来の販売数量との整合性を評価した。</li> <li>外部調査機関が公表する特殊印刷用紙市場の需要予測及び過去の同一顧客に対する提案の採用実績に照らして、受注獲得見込みの合理性を評価した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、特種東海製紙株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、特種東海製紙株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 敦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 三島工場第二製造部加工及び岐阜工場に関する固定資産の減損損失の測定

財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「三島工場第二製造部加工及び岐阜工場に関する固定資産の減損損失の測定」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「三島工場第二製造部加工及び岐阜工場に関する固定資産の減損損失の測定」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書ではこれに関する記載を省略する。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。